

モロッコ
工業所有権法

2006年2月14日法律第31.05号により改正した法律第17.97号

2006年3月2日施行

目次

第 I 編 総則

第 1 条

第 2 条

第 3 条

第 4 条

第 5 条

第 6 条

第 7 条

第 8 条

第 9 条

第 10 条

第 11 条

第 12 条

第 13 条

第 14 条

第 14.1 条

第 15 条

第 II 編 発明特許

第 I 章 適用範囲

第 16 条

第 17 条

第 17.1 条

第 17.2 条

第 17.3 条

第 17.4 条

第 17.5 条

第 17.6 条

第 18 条

第 19 条

第 20 条

第 21 条

第 22 条

- 第 23 条
- 第 24 条
- 第 25 条
- 第 26 条
- 第 27 条
- 第 28 条
- 第 29 条
- 第 30 条

第 II 章 特許出願及び処理

第 I 節 特許出願

- 第 31 条
- 第 32 条
- 第 33 条
- 第 34 条
- 第 35 条
- 第 36 条
- 第 37 条
- 第 38 条
- 第 39 条
- 第 40 条
- 第 41 条
- 第 42 条
- 第 43 条
- 第 44 条
- 第 45 条

第 II 節 特許付与

- 第 46 条
- 第 47 条
- 第 48 条
- 第 49 条
- 第 50 条

第 III 章 特許から発生する権利

第 I 節 実施する排他権

- 第 51 条
- 第 52 条
- 第 53 条

第 54 条

第 55 条

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 I 小節 総則

第 56 条

第 57 条

第 58 条

第 59 条

第 II 小節 強制ライセンス

第 60 条

第 61 条

第 62 条

第 63 条

第 64 条

第 65 条

第 66 条

第 III 小節 職権ライセンス

第 67 条

第 68 条

第 69 条

第 70 条

第 71 条

第 72 条

第 73 条

第 74 条

第 75 条

第 IV 小節 差押

第 76 条

第 V 小節 特許の共有

第 77 条

第 78 条

第 79 条

第 80 条

第 VI 小節 雑則

第 81 条
第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 87 条
第 88 条

第 IV 章 特許の公告

第 89 条

第 III 編 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 I 章 適用範囲

第 90 条
第 91 条
第 92 条

第 II 章 雑則

第 93 条
第 94 条
第 95 条
第 96 条
第 97 条
第 98 条
第 99 条
第 100 条
第 101 条
第 102 条
第 103 条

第 IV 編 意匠及びひな形

第 I 章 適用範囲

第 104 条
第 105 条

第 II 章 保護を受ける権利

第 106 条
第 107 条

第 108 条
第 109 条
第 110 条
第 111 条
第 112 条
第 113 条

第 III 章 意匠及びひな形の出願手続並びに登録

第 114 条
第 115 条
第 116 条
第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条
第 121 条

第 IV 章 意匠又はひな形の登録の効力

第 122 条
第 123 条
第 124 条

第 V 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 125 条
第 126 条
第 127 条

第 II 節 差押

第 128 条

第 III 節 雑則

第 129 条
第 130 条
第 131 条

第 VI 章 意匠及びひな形の公告

第 132 条

第 V 編 商標及びサービス・マーク

第 I 章 適用範囲

第 133 条

第 134 条

第 135 条

第 136 条

第 137 条

第 138 条

第 139 条

第 II 章 標章 に対する権利並びに商標の出願手続，異議申立及び登録

第 I 節 標章に対する権利

第 140 条

第 141 条

第 142 条

第 143 条

第 II 節 商標の出願手続，異議申立及び登録

第 144 条

第 145 条

第 146 条

第 147 条

第 148 条

第 148.1 条

第 148.2 条

第 148.3 条

第 148.4 条

第 148.5 条

第 149 条

第 150 条

第 151 条

第 III 章 商標登録の効力

第 152 条

第 153 条

第 154 条

第 155 条

第 IV 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 156 条

第 157 条

第 158 条

第 II 節 差押

第 159 条

第 III 節 雑則

第 160 条

第 161 条

第 162 条

第 163 条

第 164 条

第 165 条

第 V 章 団体標章及び団体証明標章

第 I 節 適用範囲

第 166 条

第 II 節 雑則

第 167 条

第 168 条

第 169 条

第 170 条

第 171 条

第 172 条

第 173 条

第 174 条

第 175 条

第 VI 章 標章の公告

第 176 条

第 VII 章 国境措置

第 176.1 条

第 176.2 条

第 176.3 条

第 176.4 条

第 176.5 条

第 176.6 条
第 176.7 条
第 176.8 条

第 VI 編 商標，原産地の地理的表示及び名称並びに不正競争

第 I 章 商号

第 177 条
第 178 条
第 179 条

第 II 章 原産地の地理的表示及び名称並びに異議申立

第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 182.1 条
第 182.2 条
第 182.3 条
第 183 条

第 III 章 不正競争

第 184 条
第 185 条

第 VII 編 博覧会における暫定的保護及び産業的報奨

第 I 章 暫定的保護

第 186 条
第 187 条
第 188 条

第 II 章 産業的報奨

第 I 節 保護を受ける権利

第 189 条
第 190 条
第 191 条

第 II 節 産業的報奨の出願及び登録手続

第 192 条
第 193 条

第 194 条

第 195 条

第 196 条

第 197 条

第 III 節 雑則

第 198 条

第 199 条

第 IV 節 産業的報奨の公告

第 200 条

第 VIII 編 訴訟

第 I 章 総則

第 201 条

第 202 条

第 203 条

第 204 条

第 205 条

第 206 条

第 207 条

第 208 条

第 209 条

第 II 章 特許

第 I 節 民事訴訟

第 210 条

第 211 条

第 212 条

第 II 節 刑事訴訟

第 213 条

第 214 条

第 215 条

第 216 条

第 217 条

第 III 章 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 218 条

第 IV 章 意匠及びひな形

第 I 節 民事訴訟

第 219 条

第 220 条

第 II 節 刑事訴訟

第 221 条

第 V 章 商標及びサービス・マーク

第 I 節 民事訴訟

第 222 条

第 223 条

第 224 条

第 II 節 刑事訴訟

第 225 条

第 226 条

第 227 条

第 227.1 条

第 228 条

第 229 条

第 VI 章 商号

第 230 条

第 VII 章 出所の表示及び原産地の名称

第 231 条

第 VIII 章 産業的報奨

第 232 条

第 233 条

第 IX 編 経過規定

第 234 条

第 235 条

第 236 条

第 237 条

第 238 条

第 239 条

第 I 編 総則

第 1 条

本法の意味における工業所有権の保護とは、発明特許、集積回路の回路配置（トポグラフ）、意匠及びひな形、商標及びサービス・マーク、商号、地理的表示及び原産地の名称並びに不正競争制圧に係る。

第 2 条

工業所有権はその最も広い意味で理解されるべきであり、かつ、工業、商業自体だけでなく、農業及び鉱業の分野におけるすべての生産並びに畜牛、鉱物及び飲料などすべての製造品及び天然の産品にも適用する。

第 3 条

工業所有権の保護に関する国際同盟の各加盟国の国民は、本法に定められた条件及び手続に従うことを条件として、本法に規定された工業所有権の保護を享受する。

同様の保護については、モロッコが締約国である工業所有権に関して締結した他の条約の締約国の国民であり、かつ、その規定においてその国民の待遇がそれらの国の自国民により享受されるものと同等であることを規定している国の国民にも、これを与えるものとする。

第 4 条

モロッコにおいて住居又は営業所を有する義務は、モロッコにおいて保護を主張するときは、工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国の国民には必要とされない。

モロッコにおいて工業上又は商業上の営業所を有さない自然人又は法人は、それらの者の代理として産業商業財産権庁に対する如何なる行為も行い、モロッコに居住し又はその本店を有する代理人への送達宛先を選定しなければならない。国民及びモロッコに居住する外国人は、自然人又は法人か否かを問わず、自ら工業所有権の出願及びそれに関するその後の行為をなすことができ、又はその目的でモロッコに居住し若しくはその本店を有する代理人を選任することができる。

第 5 条

工業所有権の保護に関する国際同盟の加盟国でない国の国民は、それらの者が当該同盟諸国の 1 国の領域に居住し又は実効的な工業上若しくは商業上の営業所を有する場合は、本法の利得を享受する。

第 6 条

工業所有権の保護に関する国際同盟諸国の 1 国において特許、主特許に関する追加の証明書、集積回路の回路配置（トポグラフ）、工業意匠若しくはひな形又は商標若しくはサービス・マークを求めて正規の出願（最初の出願）を行った者又はその権原継承人は、モロッコにおいて当該出願（後の出願）を行ったときは、第 7 条に定める期間中は優先権を享受する。

第7条

前記の優先期間は、特許、主特許に関する追加証明書及び集積回路の回路配置(トポグラフ)について12月並びに工業意匠及びひな形並びに商標及びサービス・マークについて6月とする。当該期間は、当該同盟諸国の1国において行われた最初の出願の出願日から起算するが、当該期間には出願日は算入しないものとする。当該期間の最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期間はその後の最初の就業日まで延長されるものとする。

第8条

当該同盟諸国の1国において行った先の出願の優先権を主張しようとする希望する何人も、当該出願の日付、番号及び原出願国を記載した優先権宣言書を提出しなければならない。当該宣言書はモロッコにおける出願日に提出しなければならない。モロッコにおける出願の出願日から3月以内に、出願人は規則により定められた条件に従い先の出願を立証する書類を提出しなければならない。本条第1段落及び第2段落に規定したものと同様の手続及び期限は、モロッコにおける同一出願において複数の優先権を主張する如何なる自然人又は法人にも適用する。

第9条

優先権が適時に主張された場合は、第7条に規定の期間中に行われた行為、特に他の出願により、又は特許若しくは集積回路の回路配置(トポグラフ)の公開若しくは実施、工業意匠若しくはひな形の写しの販売又は商標の使用により、無効とすることはできない。

第10条

善意で行動する第三者により優先期間中に行われた行為は、モロッコにおける優先権を以って出願した出願日の後に如何なる権利も発生させない。当該行為は損害賠償を求め如何なる訴訟にも至らないものとする。

第11条

第7条及び第8条に規定の期限及び手続に従わない場合は、モロッコにおける優先権享受の喪失に至るものとする。

第12条

優先権を以って出願された特許、主特許に関する追加の証明書、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠及びひな形並びに商標及びサービス・マークは、優先権の主張なしで行われた出願について規定された保護期間と同等の保護期間を享受するものとする。

第13条

優先期間中に出願された出願された特許、主特許に関する追加の証明書、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠及びひな形並びに商標及びサービス・マークは、無効及び取消の原因並びに保護期間に関して同一の主題について同盟諸国の1国において取得した権原から完全に独立したものとする。

第 14 条

工業所有権の出願に関するすべての運用及び当該権利に関するすべての行為は、産業商業財産権庁によりその目的で保管される登録簿に登録されるものとする。同庁により保存されるべき当該登録簿の一覧及び内容は、規則により規定する。

産業商業財産権庁は工業所有権出願ファイルの要素を原本又は謄本として、関係権利の終了後 10 年間の末日まで保管する。

第 14.1 条

工業所有権の出願運用の履行に関する現行法により定められた期限が守られなかった場合は、前記運用に関する手続を延期する申請を前記期限の到来から 2 月以内に産業商業財産権庁に出願人又はその代理人により自ら行うことができる。

ただし、上記段落に掲げた手続を延長する申請を自ら行うことは、次の期限を守らない場合には、できないものとする。

－当該手続を延長する申請が既に行われていた場合の期限

－意匠若しくはひな形又は標章の登録更新について適切な手数料の納付期限又は特許権の継続について適切な手数料の納付期限

－第 148.2 条から第 148.5 条までの規定に従う異議申立手続に関する期限

－第 8 条にいう優先権を支持する書類を提出する期限

手続を延期する申請はまた、産業商業財産権庁による拒絶決定の場合には、前記決定の日付から 2 月以内に出願人又はその代理人により自ら行うことができる。

本条の規定の管理方式は、通例の経路により決定されるものとする。

第 15 条

本法の適用から生じる如何なる紛争も、本法に定められた行政的手決定を除いて、専ら商事裁判所により審理されるものとする。

第 II 編 発明特許

第 I 章 適用範囲

第 16 条

如何なる工業所有権も産業商業財産権庁により如何なる発明に対しても与えることができる。当該権利は当該発明を実施する排他権をその所有者又は権原承継人に付与する。工業所有権に対する権原は、第 18 条の規定に従うことを条件として、発明者又はその権原承継人に帰属する。複数の者が相互に独立して発明をした場合は、工業所有権に対する権原は出願の最先の日付を立証できる者に帰属する。

第 17 条

発明は次の工業所有権により保護されるものとする。

- (a) 特許出願の出願日から 20 年の保護期間について付与された特許
- (b) 主特許中のクレームの少なくとも 1 に関係する発明の主題についての付属的権原である追加の証明書。当該証明書は、関係出願の出願日から起算し、その証明書が関係する主特許の有効期間終了日に満了する期間について付与されるものとする。

第 17.1 条

第 17 条(a)に基づく規定に拘らず、特許保護の期間は、第 42 条に基づく規定に従うことを条件として、特許証が産業商業財産権庁への特許出願の出願日から 4 年後に交付された場合は、下記第 2 小段落の規定に従い延長されるものとする。

特許の期間延長は、上記第 1 小段落に基づいて記載された 4 年間の満了日と前記特許証の実際の交付日との間に徒過した日数に等しいものとする。

特許の保護期間延長の掲載は、国家特許登録簿に登録されるものとする。

第 17.2 条

第 17 条(a)に基づく規定に拘らず、医療品の発明特許の保護期間は、それが医薬品である限り、現行の関係法令及び規則に従い医薬品ライセンスの対象になるべきものであるが、特許所有者又はその代理人の請求により、適切な手数料の納付後、医薬品ライセンスの付与について所定期限の到来日と実際の発給日との間に徒過した日数に等しい期間について延長されるものとする。

第 1 小段落にいう延長申請は、それが医薬品である限り当該製品が上記医薬品ライセンスの対象となった日から 2 月以内に産業商業財産権庁に特許所有者又はその代理人により提出されなければならない。延長申請の提出手続は、通例の経路により定められるものとする。

第 17.3 条

第 17.2 条第 1 小段落にいう保護期間の延長は、特許保護の法定期間の満了時に 2 年半を超えない期間有効となる。特許保護期間の延長は、産業商業財産権庁により作成され、かつ、出願人又はその代理人に交付された証明書に従うことを条件とする。この延長の

掲載は国家特許登録簿に登録されるものとする。この証明書は特許により付与されたものと同一の権利を付与し、同様な限定及び義務に従うことを条件とする。

第 17.4 条

第 17.3 条第 2 小段落にいう特許期間の延長の証明書は、第 17.2 条第 1 小段落にいう延長申請の提出日に、次の場合にのみ交付されるものとする。

- a. 製品について、それが医薬品である限り期限切れ前の特許により保護されている場合
- b. 製品について、それが医薬品である限り現行の法令及び規則に従い期限切れ前の医薬品ライセンスの対象になっている場合
- c. 製品について、未だ延長証明書の対象になっていない場合、及び
- d. b. にいうライセンスが最初の医薬品ライセンスである場合

期限切れ前の特許により付与された保護の限度内で、第 17.3 条第 2 小段落にいう証明書により付与された保護は、医薬品ライセンスによりカバーされた製品のみに及ぶものとする。

第 50 条に基づく規定は、特許存続期の間延長の証明書に適用する。

第 17.5 条

第 17.3 条第 2 小段落にいう証明書は、次の場合は有効でないものとする。

- a. 所有者がそれを放棄する場合
- b. 所有者が第 82 条に従い適切な手数料を納付しない場合
- c. 医薬品ライセンスについて、一時的又は恒久的の何れかの取下により、前記証明書によりカバーされた製品が最早ライセンス許諾されていない期間中の場合

第 17.6 条

第 17.3 条第 2 小段落にいう証明書は、次の場合は無効とする。

- a. 所有者が第 82 条に従い適切な手数料を納付しなかった場合
- b. 証明書の関係する特許が無効であるか、又は証明書が交付された対象の製品が当該特許クレームにより最早保護されていないように限定されている場合

第 18 条

発明者が俸給従業者である場合において、当該俸給従業者にとり更に有利な何らかの契約条項を欠くときは、工業所有権に対する権利は、次の規定に従い定義される。

(a) 俸給従業者がその者の効果的職務に該当する発明的使命を含む労働契約履行上又はその者に明示的に委任されていた調査及び研究の履行上行った発明。当該発明の創作者である俸給従業者が追加の報酬を享受すべき条件は、包括的合意及び個別的雇用契約により決定されるものとする。

追加の報酬に関する如何なる紛争も裁判所に付託されるものとする。

(b) その他すべての発明は俸給従業者に帰属する。ただし、発明が俸給従業者によりその者の職務の履行中に若しくは会社の活動分野において行われ、又は会社の技術若しくは特定的手段又は会社の取得したデータを知得若しくは使用を理由として、俸給従業者が発明を行った場合は、当該俸給従業者は宣言書を配達通知付き書留郵便にてその者の

使用者に直ちにその旨を通知しなければならない。

複数の発明者が存在する場合は、当該全発明者又はそれらの者の一部のみによる合同宣言書を作成することができる。宣言書の内容は、規則により定めるものとする。

使用者は、上記の宣言書の受領日から6月以内に産業商業財産権庁に特許出願を出願することにより、その者の従業者により行われた発明から発生する権利のすべて又は一部の所有権又は享有を主張するものとする。ただし、使用者が前記の期間中に特許出願を出願しなかった場合は、発明は逆に当然の権利として俸給従業者に帰属する。

俸給従業者は、当事者間に合意がない場合は、裁判所により判示される公正な対価を取得する権原を有する。裁判所は、特に、使用者又は俸給従業者から供給を受けることができるすべての要素について、それらの何れかの者の当初の貢献並びに発明の工業的及び商業的有用性の双方について職務としての公正な対価を算定するため、考慮する。

(c) 使用者及び俸給従業者は、発明に関するすべての関係情報を交信する。それらの者は、本編に基づいて付与された権利の行使を全部又は一部について危うくすることになる如何なる開示も避けるものとする。

俸給従業者により行われた発明に関する俸給従業者とその使用者との如何なる合意も書面で記録されるものとし、違反すれば無効となることを免れない。

第19条

工業所有権付与の出願が発明者若しくはその権原承継人から不法に取得した発明について又は法令若しくは契約上の義務に違反して行われた場合は、被害当事者は付与された権限の所有権を裁判所において主張することができる。

所有権を主張する訴訟は、第58条第1段落にいう国家特許登録簿における当該権限の登録から3年後には提起できないものとする。ただし、当該権原の付与又は取得時に悪意があった場合は、時効となる期限は当該権原の終了から3年とする。

第20条

発明者は、俸給受取者か否かに拘らず、特許証にはその旨記名されるものとする。その者はまたその旨の身分証明に異議を申し立てることができる。

第21条

発明は、製品、方法又は先行技術において未知の成果を達成するため既知の手段の何らか新たな応用若しくは組合せに関係することができる。

発明はまた、すべての種類の医療化合物、医薬品又は治療に関係することができ、それらを得るため役立つ方法及び装置を含めることができる。

第22条

新規であり、進歩性を含み、かつ、産業上の利用可能性を有する発明は、特許を受けることができる。

第23条

次のものは、第22条の意味に於ける発明とはみなされない。

- (1) 発見，科学的理論及び数学的方法
- (2) 審美的創造物
- (3) 精神的行為を営み，ゲームをし，又は事業を行うための計画，法則及び方法並びにコンピュータ用のプログラム
- (4) 情報の提示

本条の規定は，特許出願又は特許がそれ自体で該当する本条に列記した要素の 1 要素に関係する範囲においてのみ特許性を除外するものとする。

第 24 条

次のものは，特許とすることができない。

- (a) その公表又は実施が公共の秩序又は善良の風俗に反することになる発明
- (b) 新植物品種の保護に関する法律 9-94 の規定に従う新植物品種

第 25 条

人体若しくは動物体に外科的に行われる治療法又は人体若しくは動物体に施される臨床的方法は，第 22 条の意味における産業上の利用可能性を有する発明とはみなさない。本規定は，製品，特にこれらの方法の何れかにより使用される物質又は組成物には適用しない。

第 26 条

発明は，それが技術水準の一部を形成しない場合は，新規であるものとみなされる。発明は，当該技術の熟練者にとり，それが従来技術から明確な方法により誘導されている場合は，進歩性を含むものとみなされる。

技術水準とは，モロッコにおける発明の特許出願又は外国において提出されてそれに優先権が有効に主張されている特許出願の出願日前の書面若しくは口頭による説明，使用又はその他何らかの手段により，公衆の閲覧に供された如何なる事項も含む。

本条の規定に拘らず，発明の開示は次の 2 の場合には，考慮しないものとする。

- (1) それが特許出願の出願日に先立つ 6 月以内に発生した場合
- (2) 当該出願日後に，先行する特許出願の公告の結果である場合において，何れの場合でも，それが直接的若しくは間接的に次によるものであるとき
 - (a) 出願人又はその法定前任者に関する明白な濫用
 - (b) 出願人又はその法定前任者が工業所有権保護に関する国際同盟の加盟諸国の 1 国の領域において開催された公式若しくは公認の国際博覧会において当該発明を展示していた事実

ただし，後者の場合は，当該発明を展示したことについて当該出願を行った時点で宣言していなければならない。

第 27 条

第 26 条の規定に拘らず，発明の開示は，次の場合には考慮されないものとする。

- (1) それは特許出願の出願日前 12 月以内に開示が行われたが，特許出願人から既に行われ，委任され又は取得したものである場合

(2) 出願人又はその権原の前任者に対する明白な濫用からの直接的又は間接的な結果である先行発明についての特許出願の出願日後の公告の結果である場合

(3) 当該発明が出願人又はその権原の前任者により最初に、工業所有権保護に関する国際同盟の加盟諸国の1国の領域において開催された公式若しくは公認の国際博覧会において当該発明を展示していた事実を考慮した場合

ただし、この場合は、当該発明の開示については、出願時にこれを宣言していなければならない。

第28条

発明は、特殊な、実質的なかつ信用できる用途を提示する場合は、産業上の利用性があるものとみなされる。

第29条

特許の全有効期間中、特許権者又はその権原の前任者は、発明に対する改良又は追加を行うことができ、それは主特許と同一の方法及び条件に基づいて付与され、主特許と同一の効力を有する追加の証明書により記録されるものとする。

特許に関する本法の規定は、本法第17条(a)及び第82条に夫々規定された特許の存続期間及び特許の有効性を維持するため必要な手数料の納付に関する規定を除いて、追加の証明書に適用する。

追加の証明書の保護期間は、主特許の保護期間と同時に終了する。

権原の1承継人に付与された追加の証明書であって、その者により出願が既に行われていたものは、権限の他の承継人全員により享受されるものとする。

第30条

追加の証明書の出願は、出願人又はその代理人の請求により、付与前に、特許出願に変更することができる。特許出願への変更は、追加の証明書出願の出願日に発効する。

第 II 章 特許出願及び処理

第 I 節 特許出願

第 31 条

特許取得を希望する何人も下記に所定の出願ファイルを産業商業財産権庁に提出しなければならない。

出願ファイルは、出願日現在次のものを含まなければならない。

- (a) 発明の明細書を含む特許出願であって、その内容は規則により定められたもの
- (b) 所定の手数料の納付の証拠

上記(a)及び(b)にいう要素を含まない如何なる出願ファイルも、実際の出願時には受理されないものとする。

従うべき手続並びに上記(a)及び(b)にいう書類に添付すべき要素、特に発明の明細書及び関連するクレームに関する要素は、規則により定められるものとする。

出願ファイルが上記(a)及び(b)にいう要素を含む場合は、上記(a)に規定された出願は、第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に出願日及び出願番号と共に出願の年代日付順に登録されるものとする。

第 32 条

出願日に出願ファイルが上記(a)及び(b)にいう書類に添付されるべき要素の 1 以上の要素を欠き、そのうち一覽が第 31 条第 4 段落に従う規則により定められている場合は、出願人又はその代理人はファイルを正規化するため出願日から 3 月間の猶予を与えられるものとする。

当該所定の期限内にこのように正規化された出願ファイルは、当初の出願日を維持する。当該 3 月期間は正味期限とする。最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期限は後続する次の就業日まで延長されるものとする。

第 33 条

第 31 条第 2 段落及び第 4 段落にいう要素が提出された日付を確認する受領書は、出願の提出後、直ちに申請人又はその代理人に発行されるものとする。

第 34 条

発明の明細書は、次のものを含むものとする。

- (1) 発明が関係する技術分野の表示
- (2) 発明を理解するため有用とみなされる可能性がある場合は、出願人の知る先行技術の陳述
- (3) 技術的課題及び提供された解決が理解できるようクレームにおいて特徴付けられた発明の説明。適切な場合は、従来技術との関係での発明の長所を記載する。
- (4) 図面がある場合は図面の簡潔な説明
- (5) 発明の実施の少なくとも 1 方法の詳細説明。当該説明には通常は例示及び図面への参照を添えなければならない。

(6) 当該利用が明細書又は発明の性質から明白でない場合は、当該発明に産業上の利用可能性のある方法についての陳述

発明の説明は、過剰な経験なしの当該技術の熟練者が出願日現在発明者の発明を実行できる十分な情報を開示する。

クレームされた発明は、当該技術の熟練者に対して出願人が特許出願の出願日にクレームされた発明を所有していたことを合理的に示す開示された情報により、十分に支持されなければならない。

第 35 条

クレームは、発明の技術的特徴を記載することにより保護を求める事項を定義する。クレームは、発明の技術的特徴を表現するため絶対必要な場合を除いて、説明又は図面への参照をすることができない。

第 36 条

説明は、発明の主題を特徴づけるものとする。それは、発明の技術的特徴を明白かつ簡潔に示すものとし、何らかの空想的名称を含まないものとする。

第 37 条

出願は次のものを含むことができない。

(1) その公告又は実施が公共の秩序又は善良の風俗に反することになる何らかの要素又は図面

(2) 他人の商品若しくは方法又は他人の特許出願若しくは特許の長所若しくは有効性に関して名誉を毀損する陳述。技術水準との単純な比較は、それ自体では名誉毀損とはみなされない。

(3) 発明の説明とは明白に異質である要素

出願には、制限、条件又は留保の何れも含むことができない。

第 38 条

特許出願は 1 発明のみに関係するか又は単一の発明概念を形成するように連結された 1 群の発明に関係するものとする。

第 39 条

特許の付与前に、かつ、理由を付した請求により、出願人又はその代理人は、提出済の要素及び書類において発見された言語上又は翻訳上の誤記及び重大な誤記の補正を請求することができる。

当該補正請求が説明、クレーム又は図面に関係する場合は、補正は他の文言又は謄写が出願人により意図されていた筈がないことが明白な場合にのみ許可されるものとする。

本条第 1 段落にいう補正請求は、書面で提出し、請求する補正の主題を含むものとする。

補正請求に関する決定は、当該請求の日から 15 日以内に産業商業財産権庁により行われる。

第 40 条

特許出願の所有者又は特別の権限を所有するその代理人は、出願の出願日から、かつ、特許付与の日前に、次の規定に従うことを条件として、宣言書によりその者の出願を取り下げることができる。

(a) ライセンス又は抵当に基づく物的所有権が第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録されている場合は、取下宣言はそれに当該権利の所有者の同意書が添付されている場合にのみ受理可能とされるものとする。

(b) 特許出願が共有されている場合は、出願の取下は共有者全員の請求によってのみ行うことができる。

出願取下の通知は、産業商業財産権庁により第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録されるものとする。

第 41 条

特許出願は、次の場合は拒絶されるものとする。

- (1) 第 23 に基づいて発明とみなされない場合
- (2) それが第 24 条に基づいて特許とすることができない場合
- (3) それが第 25 条に基づいて産業上の利用可能性を有するとはみなされない場合
- (4) それが第 32 条に規定された 3 月の期間内に補正されていない場合
- (5) それが第 37 条の規定に適合しない場合
- (6) それが複数の発明又は第 38 条の意味においては連結していない 1 群の発明に関する場合

特許出願の拒絶は、理由を付し、かつ、配達通知付き書留郵便により出願人又はその代理人に通知する者とする。当該拒絶通知は、第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録されるものとする。

第 42 条

国防上必要なため、特許の付与及び実施は、発明の公開が国家の安全保障を損ずる虞のある場合は、最終的又は暫定的に禁止することができる。

その目的で、如何なる特許出願も、出願ファイルが補正されれば、第 43 条第 1 段落にいう 15 日間中に、秘密裡に産業商業財産権庁内で協議を受けることができる。

前段落にいう 15 日の期間満了前に、当該特許の付与及び開示を第 44 条第 1 段落に規定された 18 月の期間満了まで延期するか又は当該特許の付与、開示及び実施を最終的に禁止するかは、管轄行政当局及び産業商業財産権庁に通知されるものとする。

延期の場合であって、本条第 2 段落にいう 15 日の期間満了時に、如何なる決定も管轄行政当局及び産業商業財産権庁に通知されなかったときは、前記記録は手交又は通知され、第 46 条から第 48 条までの規定に従い特許は出願人又はその代理人に付与されるものとする。

特許の付与、開示及び実施が最終的に禁止の場合は、前記調書は作成されず、かつ、特許は付与されないものとする。

産業商業財産権庁は本条に基づいて行われた如何なる決定についても書面で出願人又はその代理人に通知しなければならない。

発明を開示し、かつ、実施することの最終的又は暫定的禁止は、当該出願の 1 若しくは複数の所有者又はそれらの代理人との協定により定められるべき補償を発生させる。補償に関する如何なる紛争もラバトの行政裁判所により審理されるものとする。

第 43 条

特許出願が第 41 条の規定に従い拒絶を受けなかった場合は、出願日から又は適切な場合は特許出願ファイルが是正された日から 15 日の期間満了時に、出願を確証し、かつ、当該出願日及び添付された要素を記載した調書が産業商業財産権庁により作成されるものとする。

当該調書は出願人又はその代理人に手交又は通知されるものとする。

第 44 条

産業商業財産権庁に正規に提出された出願ファイルは、18 月の期間満了前には公開されないものとする。当該期間は前記出願の出願日又は優先権主張の場合は優先日から起算する。

上記の期間満了時に、何人も第 49 条にいう要素及び書類を閲覧し、複写することができる。

第 45 条

当該調書が通知された特許出願の 1 所有者若しくは複数所有者又はその代理人のみが請求書により、第 44 条に定められた期間中に、産業商業財産権庁により発行された明細書及び適切な場合は図面の公認謄本を入手することができる。

第 II 節 特許付与

第 46 条

特許は第 44 条第 1 段落にいう 18 月の期間後に付与されるものとする。

特許は、規則により定められた暦及び周期に従い、対応する出願の出願日を基礎として付与されるものとする。

第 47 条

出願が拒絶されなかった場合は、事前審査なしに、出願人の責任により、かつ、発明の真実性又は発明の説明若しくは長所についての真実の性質若しくは正確性に関する保証なしで、付与されるものとする。

第 48 条

特許は、産業商業財産権庁により付与され、出願人又はそれらの代理人に手交されるものとし、それには明細書、1 クレーム又は複数クレーム及び適切な場合は図面が添付されるものとする

特許番号及び付与日は、第 58 条第 1 段落にいう国家特許登録簿に登録されるものとする。当該登録の日から何人もそれを閲覧でき、写しを作成することができる。

第 49 条

付与された特許の明細書，クレーム及び図面並びに追加の証明書は，産業商業財産権庁によりその公認謄本の入手を希望する何人にも送付されるものとする。

第 50 条

付与され特許は第 83 条にいう公式目録により公告されるものとする。

第 III 章 特許から発生する権利

第 I 節 実施する排他権

第 51 条

特許出願又は特許から発生する権利は、出願日から発効し、それらの権利又はその者の権原承継人に第 16 条 第 1 段落にいう実施する排他権を付与する。

第 52 条

特許により付与される保護の範囲は、クレームの用語により決定される。ただし、明細書及び図面がクレームを解釈するため使用される。

特許の主題が方法である場合は、特許により付与される保護は、当該方法により直接得られた製品にまで及ぶものとする。

第 53 条

次の事項は、特許の所有者の同意がある場合を除いて、禁止する。

- (a) 特許の主題である製品を製造し、提供し、市販し、若しくは使用すること、又はそのような目的で製品を輸入し若しくは貯蔵すること
- (b) 特許の主題である方法を使用すること、又は特許の所有者の同意なしには当該方法の使用が禁止されていることについて第三者が知り若しくは情勢下で明白なときに当該方法をモロッコ領域で提供すること
- (c) 特許の主題である方法により直接得られた製品を提供し、市販し、若しくは使用すること又は当該目的で輸入し若しくは貯蔵すること

第 54 条

特許所有者の同意がある場合を除いて、第三者が当該方法について当該発明の実施に適し、かつ、それを意図したものであることを知り又は状況から明白な場合において、その必須の要素に関する発明をモロッコの領域において実施する手段を当該特許発明を実施する権原を有する者以外の者に対してモロッコの領域にて供給するか又は供給を申し出ることもまた禁止されるものとする。

前段落の規定は、第三者が第 53 条により禁止されている行為を受給者に行うよう勧誘した場合を除いて、実施の手段が一般的市販品である場合は、適用しない。

第 55 条にいう行為を実行する者は、上記第 1 段落の意味における発明を実施する権原を有する者とはみなされない。

第 55 条

特許により付与された権利は、次のものには及ばない。

- (a) 私的に又は非商業的目的でなされた行為
- (b) 特許発明の主題に関係する実験目的でなされた行為
- (c) 薬局において医薬処方に従い個別症例についての即座の処方又はそのように処方された医薬品に関する行為

(d) 製品が特許権者により又はその明示の同意を得てモロッコにおいて市販された後に特許によりカバーされた製品に関してモロッコ領域において実行された行為

(e) モロッコの領域又は領海に臨時に又は偶発的に入った、所有権の保護に関する国際同盟の構成国の航空機、陸上車両又は船舶の上での特許済み主題の使用

(f) 出願の出願日又は優先権が主張された場合は優先日に、善意で発明を使用していたか又はそれを使用するため実効的な準備をしていた者により実行された行為であって、当該行為が従前の効果的若しくは予定の使用からそれらの性質若しくは目的から異ならない程度のもの。前使用者の権利は、事業と共にでなければ、移転させることができない。

第 II 節 権利の譲渡及び喪失

第 I 小節 総則

第 56 条

特許出願又は特許から発生する権利は、全部又は一部について、譲渡できるものとする。それらは、全部又は一部について、発明を実施する排他的若しくは非排他的ライセンス又は抵当権設定の対象とする。

特許出願又は特許により付与される権利は、前段落に基づいてその者のライセンスに課された制限を侵害する実施権者に対して主張することができる。

第 19 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の譲渡は、譲渡の日前に第三者により取得された権利には影響を与えない。

上記最初の 2 段落にいう譲渡又はライセンス許諾を含む行為は、書面で記録しなければ効力を生じない。

第 57 条

契約上の規定がない場合は、ライセンス許諾契約締結の日後に特許権者又はその者の権原承継人に対してその後許諾することができたライセンスの主題である特許の関する追加の証明書を実施権者は自動的に享受することができる。

同様に、特許権者又はその者の権原の承継人は、その後実施権者にライセンス許諾契約締結の日から許諾することができる特許の関する追加の証明書の利益を享受する。

第 58 条

特許出願又は特許から発生する権利について譲渡し、補正し、又は影響を及ぼすすべての行為は、「国家特許登録簿」として知られ、かつ、産業商業財産権庁により保管される登録簿に登録されたときに限り、第三者に対して主張することができる。

ただし、当該行為の日後に権利を取得したが当該権利の取得時にそれについて既に知っていた第三者に対しては、当該登録前に、訴えることができる。

特許出願の所有権及びそれから発生する権利の享受を変更する行為、例えば譲渡、ライセンス許諾、抵当権設定若しくは抵当権放棄、差押、差押の認可及び解除などは、当該行為の当事者の 1 による請求により、登録されるものとする。

確定した判決後の通知の登録のため、裁判所登録官は当該判決から 15 日以内に、本編に定められた保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関する決定の完全かつ無償の写しを産業商業財産権庁に送達する。

従うべき手続及び当該登録請求書に添付すべき要素は、規則により定められるものとする。

第 59 条

如何なる関係人も国家特許登録簿からの抄本を入手することができる。

第 II 小節 強制ライセンス

第 60 条

特許の付与から 3 年又は出願の出願日から 4 年の満了時に、第 61 条及び第 62 条に定められた条件に従うことを条件として、如何なる公的法人又は民間法人も特許に基づく強制ライセンスの付与を受けることができる。ただし、特許の所有者又はその権原承継人が、次に該当しないことについて請求時に適正な理由を欠くことを条件とする。

(a) モロッコ王国の領域において特許の主題である発明の実施を開始していたか又は実施のため実効的な準備をしていた者

(b) 特許の主題である製品をモロッコ市場の需要を満たすため十分な数量により市販していた者、又は

(c) 特許の実施又は販売が 3 年超の期間放置されていた場合

第 61 条

強制ライセンスの申請は、裁判所に行うものとする。それには申請者が合理的な条件かつ商業的条件で特許の所有者から友好的にライセンスを取得できなかったこと及びその者がモロッコ市場における需要を満たすため発明を実施できることを立証する証拠を添付しなければならない。

第 62 条

強制ライセンスは、非排他的のみとすることができる。

如何なる強制ライセンスも主としてモロッコ市場の供給のため付与されるものとする。

特に、その期間及びその適用分野に関しては、裁判所により規定される条件により付与され、それらはライセンスが付与されている目的及びそれに関し支払われるべきロイヤルティの額に限定される。それらのロイヤルティは、ライセンスの経済的価値を考慮して 1 件毎に規定されるものとする。

それらの条件は、特許所有者又は実施権者の請求により、裁判所により修正することができる。

第 63 条

強制ライセンスの付与に至った状況が存在しなくなり、再発の虞がない場合は、実施のライセンスは、実施権者の正当な利益を十分保護することを条件として、取り下げるこ

とができる。裁判所は、それに権利を有する当事者の理由を付した請求により、当該状況が引き続き存在するか否かを再検討することができる。

強制ライセンスの所有者側において当該ライセンスがその者に付与された条件に従わない場合、特許の所有者及び適切な場合は他の実施権者は裁判所に当該ライセンスを取り下げるよう請求することができる。

強制ライセンスから発生する権利の譲渡は、裁判所の許可がなければ効力を生じない。

第 64 条

本第 II 小節の規定の適用を受けることになった如何なる最終的判決も登録官から産業商業財産権庁に直ちに通知され、それは国家特許登録簿に登録されるものとする。

第 65 条

強制ライセンスの所有者は、友好的合意を欠く場合は、追加の証明書が第 60 条に定められた期限の到来前に付与されていたとしても、特許に関する追加の証明書に基づく強制ライセンスについては、第 60 条から第 62 条までにおいて定められた条件に基づいて、裁判所がこれを付与することができる。

第 66 条

特許により保護された発明が先の特許から発生する権利を侵害することなしには実施することができない場合において、当該先の特許の所有者が合理的条件及び商業的条件に基づくライセンスを拒絶するときは、後の特許の所有者は裁判所から第 60 条から第 62 条までに定められたものと同一条件に基づく強制ライセンスを次のただし書を付して取得することができる。

- (a) 当該後の特許においてクレームされた発明が先の特許においてクレームされた発明に比して実質的な技術的進歩及び経済的利益を示していること
- (b) 当該先の特許の所有者が当該後の特許においてクレームされた発明を使用するため合理的な条件に基づく相互的ライセンスの権原を有すること
- (c) 当該先の特許に関するライセンスが後の特許がまた譲渡される場合にのみ譲渡可能であること

第 III 小節 職権ライセンス

第 67 条

公共衛生上の利益が要求する場合において、医薬、医薬を得るための方法、当該医薬を得るのに必要な製品又は当該製品を製造するための方法について付与された特許については、当該医薬が不十分な数量若しくは品質又は異常な高価格で公衆の利用に供されているときは、これを職権により実施することができる。

職権による実施は、公衆衛生の管轄当局の請求により行政的行為により命令されるものとする。

第 68 条

第 67 条にいう行政的行為は特許の所有者に、適切な場合はライセンスの所有者に、かつ、産業商業財産権庁に通知され、同庁は職権により国家特許登録簿に登録する。

第 69 条

特許の職権実施を命じる行政的行為の公示の日から、有資格者は「職権ライセンス」として知られる実施ライセンスの付与を請求することができる。

規則に規定の様式により申請するものとする。

職権ライセンスは、特にその期間及び適用分野に関し一定の条件に基づいて付与される。当該ライセンスに基づくロイヤルティは当事者間で合意し、合意を欠く場合はそれらの額は裁判所が定める。

付与行為について当事者に対する通知の日から発効する。

当該行為は、国家特許登録簿に職権により登録されるものとする。

当該ライセンスは、非排他的のみとすることができる。職権ライセンスから発生する権利は、譲渡、移転又は譲渡抵当権の設定の何れもすることができない。

第 70 条

特許の所有者又はライセンスの所有者の何れかによるライセンス条項の改定は、当該ライセンス付与について規定された手続に基づいて決定され、かつ、公告されるものとする。

それらがロイヤルティの額に関係する場合は、それらは当該額の当初の設定について規定された手続に従い決定されるものとする。

ライセンスの所有者に課された義務の履行不能のため特許の所有者により請求されたライセンスの取下は、第 69 条にいう規制文言に定められた規定に従い行われるものとする。

第 71 条

管轄当局は、第 67 条にいう特許以外の特許の所有者に対して、国家経済の需要を満たすような方法によりそれらを実施するよう正式通知を発令することができる。

第 72 条

第 71 条に基づく正式通知を発令する決定は、特許の所有者及び適切な場合は国家特許登録簿に登録されたライセンスの所有者又はそれらの代理人に対して、理由の説明を付して通知されるものとする。

第 73 条

第 71 条にいう正式通知が通知の受領日から 1 年以内に有効とならない場合及び採られた実施の不足又は不十分な数量若しくは品質が経済的發展及び公共の利益を深刻に害する場合は、正式通知の主題である特許については、職権によりこれを実施することができる。

職権による実施は、行政的行為により決定されるものとする。

上記第 1 段落にいう 1 年間は、特許の所有者が国家経済の要求に適合する適正な理由に

ついでに証拠を提供できる場合は、管轄行政当局の行政的行為により延長することができる。

前段落にいう追加期間は、1年の期間の満了日に始まる。当該期間を付与する決定は、正式通知を行う決定について規定された手続及び様式に従い行われ、かつ、通知されるものとする。

第74条

特許の職権による実施が第73条第1段落及び第2段落の規定に基づいて適用される場合は、第68条から第70条までの規定を適用する。

第75条

国は、その国防の必要性に応じて、特許出願又は特許の主題である発明を実施するライセンスについては、その実施が国自体で行われるか又はその代理であるかを問わず、何時でも、これを職権により取得することができる。

職権ライセンスは、国防省の請求により、行政的行為により付与されるものとする。当該行為は、ライセンスの条件を定めるが、その対価として支払われるべきロイヤルティの額に関する条件は除外される。

当該ライセンスは、職権ライセンスの請求日に発効する。

特許所有者と関係行政当局の間の友好的な合意を欠く場合は、当該ロイヤルティの額は、ラバットの行政裁判所により定められるものとする。

第IV小節 差押

第76条

特許の差押は、法廷内の裁判長による発令を基礎として行われ、特許の所有者、産業商業財産権庁及び特許に権利を所有する何人にも通知されるものとする。

差押の結果、特許から発生する権利に対するその後の変更は、差押を行う債権者に対して一切適用することができない。

当該差押を発効するためには、強制執行債権者は、差押命令から15日以内に当該差押の確認を求め、かつ、当該特許を売却する目的で、訴訟を提起しなければならない。

第V小節 特許の共有

第77条

第80条の規定に従うことを条件として、特許出願の共有又は特許の共有は、次の規定による。

(a) 各共有者は、発明を自身で実施しない他の共有者全員又はライセンスを付与していない他の共有者全員に対して衡平に補償することを条件として、自己の利益のために発明を実施することができる。友好的な合意を欠く場合は、当該補償は裁判所により定められるものとする。

(b) 各共有者は、自己の排他的利益のために侵害訴訟を提起することができる。

侵害訴訟については他の共有者全員に通知されるものとする。

判決は、当該通知が立証されるまで、延期されるものとする。

(c) 各共有者は、自身で発明を実施しない他の共有者全員又はライセンスを付与していない他の共有者全員に対して衡平な補償を行うことを条件として、自己の利益のために非排他的ライセンスを第三者に対して付与することができる。友好的な合意を欠く場合は、当該補償は裁判所により定めるものとする。

ただし、ライセンス許諾契約草案については、明記した価格での移転の申出を添えて他の共有者全員に対してこれを通知しなければならない。

当該通知から 3 月以内に、当該共有者の何人も、その者がライセンスの付与を希望する共有者の持分を取得する条件で、ライセンスの付与に反対することができる。

上記に規定された期限内に合意を欠く場合は、価格は裁判所により定められるものとする。

価格について合意を欠く場合は、当該価格は、裁判所により定められるものとする。当事者は、支払を要することがある損害賠償を害することなく、共有持分の売却又は購入の取下検討のため判決の通知から 30 日間の猶予期間を有する。諸費用は権利放棄当事者の負担とする。

(d) 排他的ライセンスについては、共有者全員の合意又は裁判所の許可によってのみ、これを付与することができる。

(e) 各共有者は、何時でも、自己の持分を譲渡することができる。共有者は意図された譲渡の通知から 3 月間は先買権を有する。価格について合意を欠く場合は、当該価格は、裁判所により定められるものとする。当事者は、支払を要することがある損害賠償を害することなく、当初の共有持分の売却又は購入の取下検討のため、判決の通知から 30 日間の猶予期間を有する。諸費用は権利放棄当事者の負担とする。

第 78 条

DOC 第 960 条から第 981 条までの規定は、特許出願の共有又は特許の共有には適用しない。

第 79 条

特許出願又は特許の共有者は、他の共有者に対してそれらの者の有利となるよう自己の持分を譲渡する旨通知することができる。国家特許登録簿への当該譲渡の登録日に、当該共有者は、他の共有者が当該譲渡を受諾する場合はそれらの者に対する義務をすべて免れるものとする。残存共有者は、別段の合意がある場合を除いて、共有財産におけるそれらの者の権利に比例して、譲渡された持分を分割する。

第 80 条

第 77 条から第 79 条までの規定は、別段の合意がない場合は、適用する。

共有者は、共有契約から、何時でも同契約により、離脱することができる。

第 VI 小節 雑則

第 81 条

本編に基づいて保護された特許から発生する実施の排他権は、その有効期間の満了時に終了する。

発明全体又は特許クレームの 1 又は複数に関する排他権はその所有者により何時でも放棄することができる。

放棄は、特許所有者又はその代理人により宣言書により行われるものとする。後者の場合は、放棄についての特別委任状を当該宣言書に添付しなければならない。

特許が共有の主題である場合は、放棄については共有者全員による請求があるときのみ、これを行うことができる。

物的所有権が抵当権又はライセンスに基づいて国家特許登録簿に記入されている場合においては、放棄宣言書は当該所有者の同意書が添付されているときのみ、受理されるものとする。

廃棄は、国家特許登録簿に記入されるものとする。それは当該登録の日に発効する。

第 82 条

その者の権利を維持する必要な手数料を所定の期限内に納付しなかった特許所有者は、それらの権利を喪失する。ただし、必要な手数料の納付は、それらの納付期日に始まる 6 月の追加期間中に、有効に行うことができる。

必要な手数料がそれらの納付期日に納付されない場合は、警告が、産業商業財産権庁による配達通知付き書留郵便により特許所有者又はその代理人に対して送達され、納付が前段落に規定された 6 月の満了前に行われなるときはその者の権利が喪失する旨通知する。

警告を欠いても産業商業財産権庁の義務を含むものではなく、また特許所有者の権利回復の理由も構成しないものとする。

第 83 条

第 82 条第 2 段落に規定された 6 月の期間満了時に必要な手数料を納付しなかった特許所有者は、その者の権利を喪失する。

第 84 条

喪失は、産業商業財産権庁により理由を付した決定書により記録され、規則により定められた様式により特許所有者又はその代理人に通知されるものとする。

喪失は、行われなかった納付が納付期日となった日に発効する。喪失を記録する決定通知は、国家特許登録簿に登録されるものとする。

ただし、特許所有者は、その者が所定の手数料の不納付について正当な理由を提出できる場合は、前段落にいう決定通知の受領日から 3 月以内に、権利の回復を求め産業商業財産権庁に不服申立を提出することができる。

権利の回復は、所定の手数料が前段落にいう 3 月間の満了前に納付されるべき条件で、産業商業財産権庁の決定書により付与することができる。

権利を回復する決定通知は、国家特許登録簿に登録され、それには所定の手数料が納付された日も注記されるものとする。権利回復の通知は特許所有者又はその代理人に通知

されるものとする。

特許の喪失は、また当該特許に関係した如何なる追加の証明書の喪失も意味する。

第 85 条

特許は、利害関係人の請求により、次の場合は、裁判所が取消することができる。

(a) 第 28 条の意味において特許とすることができない場合

(b) 発明の明細書が当該技術の熟練者が十分に発明を実施できる程の方法で当該発明を開示していない場合

(c) 発明の主題が出願時の出願を超えて拡張されている場合

(d) クレームが求める保護の範囲を定義していない場合

取消理由が特許の一部のみについて関係する場合は、取消はクレームの対応する限定の方式により命令されるものとする。

第 86 条

取消訴訟は、如何なる利害関係人によっても提起することができる。

特許無効を確証する如何なる訴訟においても、公訴官は当事者として参加し、特許の絶対的無効を求める訴答を提出することができる。

公訴官は直接無効を取得するため主訴訟を提起することもできる。

第 87 条

所有者がその権利を喪失した特許発明及び特許が取消された発明は、他の如何なる特許出願にも主題となることができない。

第 88 条

追加の証明書は、第 85 条に従い取消された特許の場合を除き、追加の証明書が取消により影響を受けない場合において、それらからなる改良が発明を構成するときは、主特許と同時に終了するものとする。

第 IV 章 特許の公告

第 89 条

産業商業財産権庁は、付与済み特許の公式カタログを公告する。第 58 条第 1 段落にいう行為は、そこで示されるものとする。

第 III 編 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 I 章 適用範囲

第 90 条

本法の適用上、

－「集積回路の回路配置(トポグラフ)」とは、表現の如何に拘らず、その素子の少なくとも 1 が能動素子であり、集積回路の内部接続の一部若しくは全部の空間的配列又は製造を意図した集積回路用に準備された空間的配列を意味する。

－「集積回路」とは、その中の素子の少なくとも 1 が能動素子であり、集積回路の内部接続の一部又は全部が材料の一片中又は一片上に集積的に形成され、電子的機能を発揮することを意図された最終形態又は中間的形態での製品を意味する。

第 91 条

回路配置(トポグラフ)が創作者自身の知的努力の成果であり、それらの創作時に集積回路の創作者及び製造者の間でありふれたものでないとの意味で独自のものである集積回路の回路配置(トポグラフ)は、本法により規定された保護を享受する。

ありふれた素子及び内部接続の組合せからなる集積回路の回路配置(トポグラフ)は、全体として前段落にいう条件を満たす場合にのみ、保護されるものとする。

第 92 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)に付与される保護は、回路配置(トポグラフ)に具体化された如何なる概念、方法、システム、技法又はコード化情報も除いて、集積回路の回路配置自体のみに適用する。

第 II 章 雑則

第 93 条

本法第 II 編第 II 章及び第 III 章の規定は、後記の特別規定に従うことを条件として、集積回路の回路配置(トポグラフ)に適用する。

第 94 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)は、「集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書」として知られる工業所有権の主題とすることができる。

集積回路の回路配置(トポグラフ)は、対応する出願の出願日から 10 年間保護されるものとする。

第 95 条

当該権原に対する権利は、第 18 条の規定に従うことを条件として、創作者又はその権原承継人に帰属する。

第 19 条及び第 20 条の規定は、集積回路の回路配置(トポグラフ)に適用する。

第 96 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)についての証明書を求める出願には、集積回路の回路配置(トポグラフ)の写し又は図面及び当該集積回路が商業的に実施されていた場合は、当該集積回路の見本の写し又は図面を、当該集積回路が発揮することを意図されている電子的機能を定義する情報と共に、添付しなければならない。

第 97 条

第 96 条にいう出願については、回路配置がありふれたものである場合を除いて、当該回路配置が世界の何処かで商業的に最初に実施された後 2 年後は、これを行うことができない。

当該出願についてはまた、それが商業的に実施されていない場合は、当該集積回路の最終的又は中間的トポグラフィが最初に固定化又はコード化されて 15 年後は、如何なる場合でも、これを行うことができない。

第 98 条

第 96 条並びに本法第 II 編第 II 章第 1 節の規定に適合しない集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書についての如何なる出願も拒絶されるものとする。

第 99 条

次の行為は、集積回路の回路配置(トポグラフ)における権利の所有者の同意を得ずに行われた場合は、禁止されるものとする。

(a) 集積回路への組み込みによるか否かを問わず、第 91 条にいう独創性の要件に適合しない何らかの部分複製する行為を除いて、保護された回路配置(トポグラフ)についてその全部又は何らかの部分複製する行為

(b) 保護された回路配置(トポグラフ)、保護された回路配置(トポグラフ)が組み込まれた集積回路又は当該集積回路を組み入れた物品(当該物品が違法に複製された回路配置を継続して含む範囲まで)について、であって商業目的で、輸入し、販売し、又は流通さす行為

第 100 条

次の行為は、違法とはみなされないものとする。

(a) 第 99 条にいう行為であって、私的目的又は専ら評価、分析、研究又は教授の目的で行われた場合

(b) 本法の規定に従い保護に適格な独特なトポグラフィの評価、分析又は研究を基礎とする創作

(c) 当該集積回路を取得する時に、当該行為を行い又は発注する者がそれは違法に複製された回路配置(トポグラフ)を組みこんでいたことを知らず又は知るべき合理的な理由を有さなかった場合は、違法に複製された回路配置を組み込んでいる集積回路に関する第 99 条にいう行為の何らかのもの又は当該集積回路を組み込んでいる物品の何らかのもの。当該人が当該回路配置は違法に複製されたものである旨十分に知らせる通知を受領し次第、当該人は自由に処分できる在庫品又はその時点前に発注してあった在庫品に関する行為の如何なるものでも行うことができるが、自由に交渉されたライセンスに基づけば当該回路配置に必要となった筈である合理的なロイヤルティ相当額を権利所有者に対して支払う必要が生じることがある。

第 101 条

集積回路の回路配置(トポグラフ)に関してその創作から 15 年以内に証明書を出願しなかった場合は、当該出願は最早排他権を享受することができない。

第 102 条

関係人は何人も、第 91 条の意味において独創的でなく、かつ、第 97 条に定められた条件を満たさない集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書の無効を確認するため裁判所に請求することができる。

第 103 条

如何なる関係人も、産業商業財産権庁により保管された「国家集積回路の回路配置(トポグラフ)証明書登録簿」として知られる登録簿に行われた登録に述べられている登録簿からの抄本を入手することができる。

第 IV 編 意匠及びひな形

第 I 章 適用範囲

第 104 条

本法の適用上、意匠とは、線又は色彩の集合を意味し、ひな形とは当該集合又は形状が工業的若しくは手芸的製品に特別の外観を与えることを条件として、線又は色彩と結合するか否かを問わず、何らかの空間的形狀を意味する。

意匠又はひな形は、それに新規性を付与する明確かつ見分け可能な輪郭により又はそれに個別的若しくは新規な外観を与える 1 若しくは複数の外的効果により、類似の物品から異なるものとする。

第 105 条

意匠又はひな形は、出願日前又は適切な場合は有効に主張された優先日前に、広告又は何らか他の手段により公衆の利用に供されていない場合は、新規であるとみなされる。

意匠又はひな形は、その出願日に先立つ 6 月以内に工業所有権の保護に関する国際同盟の 1 国の領域において開催された公式又は公認の博覧会において最初に展示されたとの単純な事実によっては、公衆の利用に供されたものとはみなされない。

第 II 章 保護を受ける権利

第 106 条

意匠又はひな形の所有権は、それを創作した者又はその権原承継人に帰属する。ただし、当該意匠又はひな形を出願した最初の者は、別段の反証がない限り、第 107 条の規定に従うことを条件として、創作者であると推定されるものとする。

第 107 条

第 18 条の規定は、意匠及びひな形に適用する。

第 108 条

同一の対象が特許を受けることができる発明であると共に新規な意匠又はひな形とみなすことができる場合において、意匠又はひな形の新規性を構成する要素が発明のそれらから分割不能であるときは、当該物件は専ら特許に適用される規定に基づいて保護を受けることができる。

第 109 条

複数の者が集団的に意匠又はひな形を創作した場合は、法的保護を取得する権利は、集団的にそれらの者又はそれらの権原承継人に帰属する。ただし、創作的貢献をすることなく意匠又はひな形の創作を助力したに過ぎない者は、創作者又は共同創作者とはみなされないものとする。

第 110 条

第 77 条から第 80 条までの規定は、意匠及びひな形に適用する。

第 111 条

第 19 条の規定は、意匠及びひな形に適用する。

第 112 条

適正に出願され、かつ、産業商業財産権庁により登録された意匠及びひな形は、それら
の出願日から本法により付与された保護を享受する。

意匠及びひな形の登録に関しては、本編第 III 章に規定された条件に従い、かつ、基づいて出願され、かつ、登録された「意匠又はひな形登録証明書」として知られる工業所有権が確立されるものとする

第 113 条

本法により規定された保護は、公共の秩序若しくは善良の風俗に反する意匠又はひな形又は管轄当局からの使用許可のない第 135 条(a)にいう肖像、記号、略称、名称、勲章、紋章及び通貨を複製した意匠又はひな形には及ばないものとする。

第 III 章 意匠及びひな形の出願手続並びに登録

第 114 条

意匠又はひな形登録証明書の入手を希望する何人も、産業商業財産権庁に本章に定められた条件に従い適用可能な意匠又はひな形を提出しなければならない。当該寄託は出願人又はその代理人により行うことができる。

1 寄託は、それら意匠又はひな形が同一範疇にあることを条件として、50 意匠又はひな形まで含めることができる。

意匠又はひな形ファイルは、出願日に次のものを含めるものとする。

(a) 当該意匠又はひな形の主題を記載した意匠又はひな形の寄託の出願書であって、その内容は規則により定められもの

(b) 当該意匠又はひな形の図式複製若しくは写真複製 3 部及びそれに関する図式若しくは写真複製の一覧。当該複製には短文説明を添付することができる。

(c) 所定の手数料納付の証拠

(a)、(b)及び(c)にいう要素を含まない意匠又はひな形ファイルは、実際の出願時には受理されないものとする。

従うべき手続及び(a)、(b)及び(c)に添付されるべき要素は、規則により定められるものとする。

意匠及びひな形寄託ファイルが(a)、(b)及び(c)にいう要素を含む場合は、(a)に規定された意匠又はひな形は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に、日付及び番号と共に、寄託の年代日付順に登録されるものとする。

第 115 条

寄託日に意匠又はひな形の寄託ファイルが上記(a)、(b)及び(c)にいう書類に添付すべき 1 又は複数の要素を含まず、その一覧が第 114 条 5 段落に従い規則により定められるべき場合は、出願人又はその代理人は当該ファイルを是正するため寄託日から 3 月の猶予期間を有するものとする。

所定期間内に是正されたファイルは、当初の寄託日を維持するものとする。

当該 3 月の期間は、正味期限である。最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期間は次の就業日まで延長されるものとする。

第 116 条

第 114 条第 1 段落及び第 5 段落にいう要素が提出された日付を確認する受領書は、当該出願後直ちに申請人又はその代理人に発行されるものとする。

第 117 条

修正することができない寄託済みの意匠又はひな形の図式複製又は写真複製を除いて、意匠又はひな形の寄託日から 3 月以内に、出願人又はその代理人は、提出された当該要素及び書類に示された何らかの実質的誤記と共に、複写上の言語の誤記又は錯誤の補正については、理由を付した請求により、これを求めることができる。

如何なる補正も上記期限を超えては一切行うことができない。

本条第 1 段落にいう補正請求は書面で提出し、かつ、求める補正の主題を含まなければならぬ。

第 118 条

意匠又はひな形の出願は、次の場合は拒絶されるものとする。

- (1) 第 104 条第 1 段落の規定に適合しない場合
- (2) 第 113 条の規定に適合しない場合
- (3) 第 115 条に基づく 3 月の期限内に是正されていなかった場合

意匠又はひな形の出願の拒絶は、理由を付して、配達通知付き書留郵便により出願人又はその代理人に通知されるものとする。拒絶通知は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録されるものとする。

第 119 条

意匠又はひな形のファイルが第 118 条の規定に基づく拒絶を受けない場合は、当該意匠又はひな形は産業商業財産権庁により事前の実体審査なしで登録されるものとする。

登録日は寄託日とする。

寄託は、第 126 条第 1 段落にいう国家意匠及びひな形登録簿に登録されるものとする。

第 120 条

第 119 条に規定された登録後、意匠又はひな形の寄託を確証し当該寄託日及び添付の要素を記載した調書は、意匠又はひな形登録証明書及び当該意匠又はひな形の図式若しくは写真の複製と共に、産業商業財産権庁により起草されるものとする。当該調書はその代理人に手交又は通知されるものとする

第 121 条

如何なる関係人も登録意匠又はひな形の図式若しくは写真の複製を提出して当該意匠又はひな形原本の公認謄本を請求書により入手することができる。

第 IV 章 意匠又はひな形の登録の効力

第 122 条

意匠又はひな形の登録は、寄託日から 5 年間効力を有する。それは、本編第 III 章に規定されたものと同一の手續及び条件に従うことを条件として、5 年の 2 連続期間について更新することができる。登録の更新は、その有効期間満了に先立つ 6 月以内に行われるべきものとする。

ただし、有効期間の満了からの 6 月の猶予期間は、当該更新を行うため出願人に与えられるものとする。更新は、登録の有効期間の満了時に始まる。

第 123 条

意匠又はひな形の如何なる創作者も又はその権原承継人は、それらの者が所有することがある他の法令の規定、特に文学的及び美術的著作物の保護に関する法令に基づく如何なる権利にも拘らず、本法に定められた規定に従い当該意匠又はひな形を実施し、売却し又は売却の申出をする排他権を有する。

第 124 条

意匠又はひな形の登録は、それら行為について商業的又は工業的目的で企てられる場合は、他人が次の行為をなすことを禁止する権利をその所有者に対して付与する。

- (a) その実施の目論見での意匠又はひな形の複製
- (b) 保護された意匠又はひな形を複製した製品を輸入し、販売の申出又は販売すること
- (c) 当該製品を販売の申出又は販売する目的で、それを所有すること

上記にいう行為は、当該複製が保護された意匠又はひな形に関して二次的な相違点を含む複製であるとの単一な事実又はそれが関係する意匠又はひな形から異なる種類の製品に関係するとの事実により合法的にはならないものとする。

第 V 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 125 条

意匠又はひな形に付随する権利は、一部又は全部を移転することができる。

それらは、一部又は全部について実施する排他的若しくは非排他的ライセンスの付与又は抵当権の対象とすることができる。

意匠又はひな形の登録により付与される権利は、前段落に基づいて課されたライセンスの限度の何れかを侵害する実施権者に対して行使することができる。

第 19 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の移転は、移転日前に第三者により取得された権利を害さないものとする。

最初の 2 段落にいう移転又はライセンス許諾を含む行為は、書面で行わなければ効力を生じない。

第 126 条

他人に対して行使可能であるためには、意匠又はひな形に付随する権利を移転し、修正し、又は影響を及ぼすすべての行為は、産業商業財産権庁により保管された「国家意匠及びひな形登録簿」として知られる登録簿に登録されなければならない。

ただし、登録前に、当該行為に日後に権利を取得していたがそれら権利の取得時に当該行為を知っていた他人に対しては行使可能とする。

意匠若しくはひな形の所有権又はそれに付随する権利の享受を修正する行為、例えば譲渡、ライセンス許諾、担保権の設定若しくは移転又は担保権の放棄、差押、差押の認可及び解除などは、当該行為の当事者の 1 の請求により、登録されるものとする。

確定した判決に従う通知の登録のため、裁判所登録官は、当該判決の日から 15 日以内に産業商業財産権庁に対して、本編に基づいて規定された保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関する判決の完全かつ無償の謄本を送達する。

従うべき手続及び登録の請求書に添付すべき要素は、規則により定められるものとする。

第 127 条

如何なる関係人も、国家意匠及びひな形登録簿からの抄本を入手することができる。

第 II 節 差押

第 128 条

意匠又はひな形の差押は、当該意匠又はひな形の所有者、産業商業財産権庁及び当該意匠又はひな形に対する権利を所有する者に対して通知された法廷内で行動する裁判長による発令を基礎として行われるものとする。

差押通知は、当該意匠又はひな形に付随する権利のその後の如何なる修正も差押債権者に対して適用不能とする。

差押を発効するために、差押債権者は、当該差押命令の日から 15 日以内に、当該差押の

確認を求め、また当該意匠又はひな形を売却のため申出する目的で、訴訟を提起しなければならない。

第 III 節 雑則

第 129 条

本編に基づいて保護された意匠又はひな形に付随する実施の排他権は、当初の寄託日から最長 15 年間の末日に満了する。

第 130 条

意匠又はひな形の所有者は、産業商業財産権庁に宛てた宣言書により自己の意匠又はひな形の保護を放棄することができる。

放棄については、寄託が複数の意匠又はひな形を含む場合は、当該意匠又はひな形の一部のみに限定することができる。

放棄については、意匠又はひな形が共有の対象である場合においては、全共有者により請求されたときにのみ、これを行うことができる。

真正のライセンス許諾又は譲渡抵当権が国家意匠及びひな形登録簿に登録されている場合においては、当該登録を放棄する宣言は、登録済み権利の所有者の同意を添付してあるときにのみ受理されるものとする。

第 131 条

公訴官を含む如何なる関係人も、第 104 条、第 105 条及び第 113 条の規定に違反して行われた意匠又はひな形の登録の無効を訴えることができる。

第 VI 章 意匠及びひな形の公告

第 132 条

産業商業財産権庁は、全登録意匠及びひな形の公式目録を公告する。第 126 条第 1 段落にいう行為は、そこに示されるものとする。

第V編 商標及びサービス・マーク

第I章 適用範囲

第133条

本法の適用上、商標又はサービス・マークとは、自然人又は法人の商品又はサービスを識別することに役立つ図式表現が可能な標識を意味する。

次のものは、特に当該標識を構成することができる。

- (a) 言葉、言葉の結合、姓氏及び地理的名称、筆名、文字、数字及び略称などのすべての形態の名称
- (b) 図案、ラベル、印章、織端、浮彫、ホログラム、ロゴ、合成映像、形状、特に製品若しくはその包装又はサービスを特定するもの、色彩の配列、結合又は濃淡などの図形標識
- (c) 音響、楽曲などの音響標識
- (d) においの標章

第134条

標章を構成することができる標識の識別性は、指定商品又はサービスに関して評価されるものとする。

次のものは、識別性を有さないものとする。

- (a) 日常的又は技術的言語において、単に商品又はサービスの必要な、一般的な、若しくは通常指定を構成するに過ぎない標識又は名称
- (b) 製品の特徴、特に種類、品質、数量、用途、価値、原産地、当該製品の生産若しくはサービスの提供の時期を指定するのに役立つ標識又は名称
- (c) 製品の性質若しくは機能により課された形状により専ら構成された標識又は当該製品にその実質的な価値を与える標識

第135条

次のものは、標章又は標章の要素として採用することができない。

(a) モロッコ国王陛下又は王族の肖像、モロッコ王国又はパリ同盟の他の加盟国の紋章、国旗、公式勲章若しくは記章、国際連合又はそれらの機関により採択された国際機関の略称若しくは名称又は保護を確保するため既に国際協定の対象となったそれらの標章、国内又は外国の勲章、モロッコ又は外国の硬貨又は紙幣及び紋章学的見地からの模造品を複製した標識

ただし、(a)にいう標識は、産業商業財産権庁により管轄当局からの許可書を提出することを条件として、登録することができる。

(b) 公共の秩序若しくは善良の風俗に反し、又はその使用が法律により禁止されている標識

(c) 特に商品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与える虞のある標識

第 136 条

それ自体に又は包装，木枠，梱包，封書，帯片，ラベル，標章，名称，標識，印，ラベル又は装飾的模様であつて，第 135 条 (a) にいう標識の複製又は図面を含む天産品又は製造品については，管轄当局からの許可書を提出しない限り，モロッコ王国の領域に入ることを禁止されるものとし，また経済的関税待遇は認められないほか，流通することも認められないものとする。

第 137 条

標識については，それらが先の権利を侵害する場合は，特に次のものに対して，これを標章として採択することはできないものとする。

- (a) 登録されているか又は工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味において周知である先の標章
- (b) 社会通念上，混同を引き起こす虞が存在する場合に，会社の名称又は商号
- (c) 社会通念上，混同を引き起こす虞が存在する場合に，国家の領域全般に知られている商号又は看板
- (d) 保護された原産地の地理的表示又は名称
- (e) 文学的及び美術的著作物の保護に関する法律により保護された権利
- (f) 保護された意匠又はひな形から発生した権利
- (g) 他人の人格権，特に他人の姓氏，筆名又は類似のもの
- (h) 地方当局の名称，映像又は評判

第 138 条

標章が意図する商品又はサービスの性質は，如何なる場合にも当該標章の出願又は有効性を阻害しないものとする。

第 139 条

標章は，団体標章又は個別標章の何れにもすることができる。商号又はサービスは，別段の法令規定がない限り，選択可能とする。

第 II 章 標章に対する権利並びに商標の出願手続，異議申立及び登録

第 I 節 標章に対する権利

第 140 条

標章の所有権は，登録により取得されるものとする。標章は共有に基づいて取得することができる。

第 141 条

第 77 条から第 80 条までの規定は，商標及びサービス・マークに適用する。

第 142 条

他人の権利に関して詐欺的に又は法令上若しくは契約上の義務に違反して登録が出願された場合は，当該標章に権利を有すると信じる何人も，訴訟により所有権を主張することができる。

出願人が悪意で行動していた場合を除いて，所有権を主張する訴訟は当該標章の第 157 条第 1 段落にいう国家商標登録簿への登録日から 3 年後に時効となる。

第 143 条

正規に出願され，かつ，産業商業財産権庁により登録された標章のみがそれらの出願日から本法により付与された保護を享受するものとする。

商標の登録は本章第 II 節に規定された様式及び条件に基づいて出願され，かつ，登録された「商標又はサービス・マーク登録証明書」として知られる工業所有権の設定を意味する。

第 II 節 商標の出願手続，異議申立及び登録

第 144 条

商標登録証明書の入手を希望する何人も，産業商業財産権庁に対して，本節に定められた条件に基づいて商標又はサービス・マーク出願ファイルを提出しなければならない。当該出願は出願人又はその代理人により行うことができる。

寄託については，通例の経路により定められた要件及び手続に従い電子的方法により産業商業財産権庁に対して，これを行うことができる。この場合は，出願日は，前記部局による受領日であるとみなす。

商標出願ファイルは，出願日に次のものを含まなければならない。

- (a) 標章の登録請求であって，その内容が規則により定められ，標章の登録目的の商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に従い標章の登録を求める商品及びサービスの明瞭かつ完全な列挙を示すもの
- (b) 当該標章のひな形の黒及び白の複製 4 通
- (c) 色彩を主張する場合は，彩色標章のひな形の複製 4 通
- (d) 当該標章の複製をできるようにするフィルム

(e) 所定の手数料の納付の証拠

(a), (b), (c), (d)及び(e)にいう要素を含まない商標出願ファイルは出願時には受理されないものとする。

従うべき手続及び(a), (b), (c), (d)及び(e)にいう書類に添付すべき要素は、規則により定められるものとする。

商標出願ファイルが(a), (b), (c), (d)及び(e)にいう要素を含む場合は、(a)に規定された標章の登録請求は、第157条第1段落にいう標章の国家商標登録簿に出願の年代日付順に、出願日及び出願番号と共に、記載されるものとする。

第145条

出願日に上記(a), (b), (c), (d)及び(e)にいう書類に添付すべき要素(その一覧が第144条第4段落に従い規則により定められる)の1又は複数を含まない場合は、出願人又はその代理人は当該ファイルを正規化するため出願日から3月に猶予期間を有するものとする。

付与された期間内には是正されたファイルは、当初の出願日を維持する。

3月の期間は、正味期限である。最終日が公休日又は非就業日である場合は、当該期間は次の就業日まで延長されるものとする。

第146条

第144条第2段落及び第4段落にいう要素の提出日を確認する受領書は、出願後直ちに
出願人又はその代理人に対して発行されるものとする。

第147条

商標の出願日から3月の期間内に、出願人又はその代理人は、理由を付した請求により、提出済み要素及び書類に認められた実質的な誤記と共に、翻訳上における言語上の誤記若しくは錯誤の補正を求めることができる。ただし、提出済み商標及び修正できない登録出願において指定された区分のひな形を除くものとする。補正は上記期限を超えては一切行うことができない。本条第1段落にいう補正請求は、書面で提出し、申し立てる補正の主題を含むものとする。

第148条

登録出願は、次の場合は拒絶されるものとする。

- (1) それが第135条(a)及び(b)に基づく規定に従わない場合
- (2) それが第145条に基づく3月の期間内に正規化されなかった場合
- (3) 第148.2条により、それが正当化されるとみなされた異議申立に従うことをことになった場合

商標出願の拒絶は理由を付し、配達通知付き書留郵便により出願人又はその代理人に通知されるものとする。当該拒絶通知は、第157条第1段落にいう標章の国家登録簿に登録されるものとする。

第 148.1 条

適法に登録された標章の登録出願は、通例の経路により定められた条件に従い、公告を受けるものとする。

第 148.2 条

標章登録の出願の公告から 2 月の期間内に、この出願への異議申立については、産業商業財産権庁に対して、前記出願の前に保護又は登録された標章又は従前の優先日を持つ標章の所有者、工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味における既存の周知標章の所有者又は保護された原産地の地理的表示又は名称の所有者により、適切な手数料の納付を条件として、行うことができる。

排他的ブランドライセンスの受益者もまた、他の契約条件の場合を除いて、同一権利を享受することができる。

異議申立の掲載は、国家標章登録簿に登録されるものとする。

当該異議申立の内容及びその公告の諸条件は、通例の経路により決定されるものとする。

第 148.3 条

第 148.2 条にいう 2 月の期間満了後 6 月の期間内に、異議申立は産業商業財産権庁の理由を付した決定により解決されるものとする。

ただし、この期間は次のときは 6 月の新しい期間について延長することができる。

- a) 産業商業財産権庁の理由を付した決定があり、関係当事者に通知されたとき
- b) 当事者により共同して提出された請求があるとき
- c) 当事者の 1 からの理由を付した請求があり、前記産業商業財産権庁により受理されたとき

異議申立は次の手続に従い調査されるものとする。

1-異議申立は直ちに受領確認付き書留郵便により登録出願の所有者又は関連する場合はその代理人に対して通知されるものとする。

2-当事者の 1 からの産業商業財産権庁に付託された如何なる回答又は所見も他当事者に直ちに受領確認付き書留郵便により通知されるものとする。

3-前記庁は当該異議申立及び応答の所見を基礎として決定草案を作成する。この草案は前記庁から受領確認付き書留郵便により当事者に対してそれらの者がその健全性について異議を申し立てるため通知されるものとする。この草案については、当該通知の受領から 15 日の期限内にそれに異議が申し立てられない場合は、有効となる。

4-異議申立は最後の所見を基礎として決着する。

5-異議申立人がその異議申立を取り下げた場合又は異議申立が当事者間の示談により非正当化された場合は、異議申立手続は終了する。

次の場合は、上記第 1 小段落にいう 6 月の当初期間が停止されるものとする。

- (a) 当該異議申立が標章の登録出願を基礎にしている場合
- (b) 無効、喪失又は所有権主張についての事件の場合
- (c) 前記出願の出願日から 6 月超の停止期間なしに、当事者により産業商業財産権庁に提出された共同請求による場合

上記に所定の延長又は停止を求める出願の出願方式は、通例の経路により定められるも

のとする。

第 148.4 条

第 148.3 条にいう産業商業財産権庁の決定の掲載は，国家標章登録簿に登録され，通例の経路により定められた方式に従い公告の対象とされるものとする。

第 148.5 条

第 148.3 条第 1 小段落にいう産業商業財産権庁の決定に対して提起された救済は，カサブランカの商事控訴裁判所の裁判管轄に属する。

第 149 条

商標登録の出願が第 148 条の規定に基づいて拒絶を受けない場合は，当該商標は事前実質審査なしで産業商業財産権庁により登録されるものとする。

登録日は出願日とする。

当該出願は第 157 条第 1 段落にいう国家標章登録簿に登録されるものとする。

第 150 条

第 149 条にいう登録後，当該出願を確証し，かつ，当該出願日及び添付された要素を記載した調書は登録済み商標のひな形を添付した商標登録証明書と共に，産業商業財産権庁により作成されるものとする。当該調書及び登録証明書は，出願人又はその代理人に手交又は通知されるものとする。

第 151 条

如何なる関係人も，請求書により，登録済み商標のひな形を提示して当該商標の公認謄本を入手することができる。

第 III 章 商標登録の効力

第 152 条

商標登録は、出願日から 10 年毎の無期限に更新可能な期間について効力を有する。それは本編第 II 章第 II 節に定められた手続及び条件と同一のものに従うことを条件として、更新することができる。

登録更新は、その有効期間満了前 6 月以内に行われるものとする。

ただし、有効期間満了から 6 月の猶予期間が当該更新を行うため出願人に付与されるものとする。更新は、当該登録有効期間の満了時に始まるものとする。

更新請求が当該登録によりカバーされた商品又はサービスの一部のみに関係する場合は、当該商標登録は、それらの商品又はサービスについてのみ、更新されるものとする。標章の登録については、それが標章のひな形の修正又は当初の標章登録の出願において指定した商品又はサービス以外のものへの拡張の何れも含まない場合は、これを更新することができる。

標識の如何なる修正又は指定商品若しくはサービスの一覧の拡張も新規出願の主題とする。

第 153 条

標章登録は、その所有者にその者が指定した商品及びサービスについて当該標章の所有権を付与する。

第 154 条

次の事項は、所有者の許可がない限り、禁止されるものとする。

(a) 「公式、様式、システム、模倣、種類、方法」などの付記があっても、標章の複製、使用若しくは貼付又は登録によりカバーされたものと同じの商品若しくはサービスについて複製標章又はこの標章と同一の標識の使用

(b) 適法に貼付された標章の隠蔽又は変形

第 155 条

次の事項は、社会通念上、混同の虞が存在する場合は、所有者の許可がない限り、禁止されるものとする

(a) 標章の複製、使用、貼付又は複製標章若しくは同一若しくは類似の標識を登録によりカバーされたものに類似若しくは関連する商品若しくはサービスに使用すること

(b) 標章の模倣及び模倣標章を登録によりカバーされたものと同じ若しくは類似の商品又はサービスに使用すること

第 IV 章 権利の移転及び喪失

第 I 節 総則

第 156 条

登録標章に基づく権利は、全部又は一部について、移転することができる。それらは、排他的若しくは非排他的ライセンスの付与又は抵当権設定に従うことを条件とする。標章の登録により付与される権利は、前段落に基づいて課されたその者のライセンスの制限を尊重しない実施権者に対して行使することができる。

第 142 条の規定に従うことを条件として、本条第 1 段落にいう権利の移転は、移転日前に第三者により取得された権利に影響を及ぼさないものとする。

上記最初の 2 段落にいう移転又はライセンス許諾を含む行為は、書面で記録しなければ効力を生じない。

第 157 条

ブランドライセンス契約を除いて、登録標章に付随する権利を移転し、修正し又はそれに影響を及ぼすすべての行為は、産業商業財産権庁により保管された「国家標章登録簿」として知られる登録簿に登録された場合にのみ、第三者に対して効力を有するものとする。

ただし、それらの登録前に、上記第 1 小段落にいう行為は、これらの行為前に権利を取得したがこれらの権利取得時にそれを個人的に既に知っていた第三者に対して執行可能とする。

登録標章の所有権又はそれに付随する権利の享受を修正する行為、例えば 移転設定若しくは譲渡抵当権の移転又は後者の放棄、差押、差押の認可及び解除などは、当該行為の当事者の 1 の請求により産業商業財産権庁に登録されるものとする。

確定した判決から由来する通知の登録のため、登録官は当該判決の日から 15 日以内に産業商業財産権庁に対して、本編に定められた保護に付随する権利の存在、範囲及び行使に関係する判決書の完全かつ無償の謄本を送達する。

従うべき手続及び登録の請求に添付すべき要素は、規則により定められるものとする。

第 158 条

如何なる関係人も国家標章登録簿から抄本を入手することができる。

第 II 節 差押

第 159 条

商標又はサービス・マークの差押は、法廷内で行動する裁判長による命令を基礎として行われ、当該標章の所有者、産業商業財産権庁及び当該標章に権利を所有する者に通知されるものとする。

差押の告知は、当該標章に付随する権利のその後の如何なる修正も差押債権者に適用不能とする。

差押を発効するために、差押債権者は、差押命令の日から 15 日の期間内に当該差押の認可及び当該標章の売却申出の目的で、訴訟を提起しなければならない。

第 III 節 雑則

第 160 条

登録標章の所有者は、何時でも、宣言書により、当該登録によりカバーされた商品又はサービスの全部又は一部について当該登録の効力を放棄することができる。

標章が共有物件である場合は、放棄は共有者全員により請求されたときにのみ行うことができる。

真正のライセンス許諾又は譲渡抵当権が国家標章登録簿に登録されていた場合は、放棄宣言は登録済み権利所有者の同意が添付されているときにのみ、受理されるものとする。放棄は国家標章登録簿に登録されなければならない。

第 161 条

公訴官を含む如何なる関係人も、第 133 条から第 135 条 までの規定に違反して行われた標章登録の無効を請求することができる。

先の権利の所有者のみが第 137 条を基礎として無効訴訟を提起することができる。ただし、その者の訴訟は、当該標章が善意で出願されており、かつ、その者が 5 年間その使用を容認していた場合は、受理されないものとする。

無効とする判決は絶対的効力を有する。

第 162 条

工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条の 2 の意味における周知標章の所有者は、自己自身の標章と混同され易い標章の登録取消を主張することができる。当該無効訴訟は、登録が悪意で出願されていた場合を除いて、当該標章の登録日の 5 年後に時効となるものとする。

第 163 条

5 年の連続期間中に登録によりカバーされた商品又はサービスに関連し、正当な理由なしに自己の標章を真正な使用に供しなかった所有者は、自己の権利取消の責任を有する。次のものは、当該使用と同一とみなすものとする。

(a) 当該標章の所有者の同意を得て又は団体標章の場合は規則に従って行われた使用

(b) その識別性を改変しない修正した形態での当該標章の使用

(c) 専ら輸出のため、商品又はそれらの包装に当該標章を貼付すること

取消は、如何なる関係人によっても法定手続で請求することができる。

当該請求が当該登録によりカバーされた商品又はサービスの一部のみに関係する場合は、取消は関係する商品及びサービスのみ及び及ぶものとする。

本条第 1 段落にいう 5 年の期間後に開始又は再開された標章の真正な使用は、取消請求前 3 月中かつ所有者が取消請求の可能性を知得した後に行った場合は、それへの障害を構成しないものとする。

実施の立証責任は、取消が請求される標章の所有者にあるものとする。証拠は如何なる手段によっても提供することができる。取消は、本条第 1 段落に定められた 5 年の期間満了日に発効する。それは絶対的効力を有する。

第 164 条

標章の所有者はまた自己自身の行為の結果、当該標章が次の場合は、自身の権利の取消の責任を有する。

- (a) 製品又はサービスについて取引上の普通名詞となった場合
- (b) 特に製品又はサービスの性質、品質又は原産地に関して公衆に誤認を与え易い場合

第 165 条

標章の無効又は取消を命令する如何なる確定判決も、国家標章登録簿に登録されるものとする。

第 V 章 団体標章及び団体証明標章

第 I 節 適用範囲

第 166 条

標章は、それが登録の所有者により発行された使用規則に従う者により使用することができる場合は、団体標章と呼ばれるものとする。

団体証明標章は、特に性質、特性若しくは品質に関して個別規則に詳述されたそれらの特徴を展示する商品又はサービスに貼付されるものとする。

第 II 節 雑則

第 167 条

本編第 II 章、第 III 章及び第 IV 章の規定は、下記の特別規定に従うことを条件として、団体標章及び団体証明標章に適用する。

第 168 条

本章により付与された保護は、それらの使用規則が公共の秩序又は善良の風俗に反する場合は、団体標章及び団体証明標章により享受されないものとする。

第 169 条

標章は、第 144 条第 2 段落 (a) にいう登録出願において団体標章又は団体証明標章として指定されるものとする。

団体標章又は団体証明標章の出願ファイルはまた、出願人により適法に証明された団体標章又は団体証明標章の使用が準拠する規則の謄本を含まなければならない。

当該謄本は、出願と同日に、又は適切な場合は第 144 条に規定された条件に基づいて、かつ、期限内に、提出されなければならない。

団体標章又は団体証明標章の所有者は、何時でも、工業著作権庁に対して当該標章の準拠する規則に行われた如何なる変更も書面で通知することができる。当該変更の通知は国家標章登録簿に登録されるものとする。

第 170 条

第 166 条第 1 段落にいう規則は、当該標章が指定しようとする商品又はサービスの共通の特徴又は品質及び当該標章を使用することができる条件について、その使用を許可された者と共に、定めるものとする。

第 171 条

団体証明標章は、当該商品又はサービスの製造業者、輸入業者又は販売業者の何れでもない法人によつてのみ、出願することができる。

第 172 条

団体証明標章の使用は、当該所有者以外の、規則により定められた条件を満たす商品又はサービスを供給するすべての者に開放されるものとする。

第 173 条

団体証明標章は、譲渡、抵当権又は強制執行の対象とすることはできない。ただし、管轄行政当局は、被移転者が当該標章の使用の効果的管理を引き受ける場合は、団体証明標章の登録の移転を許可することができる。移転は国家標章登録簿に登録されるものとする。

第 174 条

団体証明標章が使用されたが法律により保護されなくなった場合は、10年の期間中は如何なる目的でも登録又は使用の何れも一切することができない。

第 175 条

団体証明標章の無効は、当該標章が本章の何れかの要件の 1 を満たさない場合は、公訴官による申請時に又は関係人の請求により、命令されることができる。

無効の決定は絶対的効力を有するものとする。

第 VI 章 標章の公告

第 176 条

産業商業財産権庁は、登録済みのすべての商標及びサービス・マーク、団体標章並びに団体証明標章の公式目録を公告する。第 157 条第 1 段落にいう行為もまたそれに登録されるものとする。

第 VII 章 国境措置

第 176.1 条

関税消費税局は、登録標章の所有者又は実施の排他権の受益者の請求により、それと混同を生じる前記標章と同一又は類似の標章を付している侵害商品である疑いのある商品の自由な流通を停止することができる。

前記請求では、保護された権利の侵害の存在を推定する証拠の適切な要素により支持されるべきであり、かつ、侵害が疑われる商品が関税消費税局により合理的に認定可能となるように当該権利の所有者が査定されることを合理的に期待されるだけの十分な情報を提供すべきである。

請求人及び商品の照会者又は所有者は、関税消費税局により採られた停止措置について直ちに通告されるものとする。

上記第 1 小段落にいう停止請求は、1 年間又は当該標章保護の残存期間が 1 年未満の場合は、その残存期間について有効とする。

第 176.2 条

第 206 条の規定に従うことを条件として、請求人が前記停止措置の后者への通知の日から 10 就業日の期間内に次についての証拠を関税消費税局に提出する条件により、第 176.1 条にいう停止措置は自動的に解除されるものとする。

— 裁判所所長により命令された保存措置

— 又は訴訟を提起し、かつ、侵害が結果的に認定されない場合にその者の偶発債務をカバーするため裁判所により定められた保証金を提出すること

第 176.3 条

第 176.2 条にいう訴訟を提起する目的で、如何なる他の規定にも拘らず、請求人は関税消費税局から当該商品の荷主、輸入業者、荷受人又はそれらの所有者の名称及び宛先並びにそれらの数量について、通報を得ることができる。

第 176.4 条

関税消費税局が輸入され若しくは輸出された商品又は輸送中の商品は侵害していることを決定し又は疑うべき場合は、同庁はこれらの商品の自由な流通を自動的に停止させるものとする。この場合は、同庁は採られた措置について権利所有者に直ちに通知し、その者の請求により第 176.3 条にいう情報をその者に通報するものとする。当該請求人又は商品の所有者もまたこの措置について直ちに通知されるものとする。

第 206 条の規定に従うことを条件として、権利所有者が前記庁によるその者に対する当該措置又は第 176.2 条にいう条件に基づいて提起された訴訟についての通知の日から 10 就業日の期間内に、関税消費税局に証拠を提出する条件で、前記停止措置は当然に解除されるものとする。

第 176.5 条

本章に基づく規定を適用して自由な流通が停止され、かつ、確定判決により侵害商品と

みなされた商品は、特別な事情にある場合を除いて、毀棄されるものとする。
これらの商品は、如何なる場合も、輸出を許可されず、特別の事情にある場合を除いて、他の関税待遇又は手続を受けることはできない。

第 176.6 条

本章に基づく規定の適用上採られた商品の自由な流通停止の措置は、関税消費税局の責任を含まないものとする。

当該商品が侵害と認定されない場合は、輸入業者は請求人により自己の利得となるよう解決するため、被った偶発損害の補償として裁判所に損害賠償を請求することができる。

第 176.7 条

旅行者の手荷物に少量含まれるか又は個人的及び私的使用のため少量積送品として送られた商業的性質のない商品は、本編に基づく規定の範囲から除外されるものとする。

第 176.8 条

本章に基づく規定の執行方法は、通例の経路により定められるものとする。

第 VI 編 商標，原産地の地理的表示及び名称並びに不正競争

第 I 章 商号

第 177 条

「商号」とは，企業がそれに基づいて運営される特殊な名称又は標識を意味する。

第 178 条

名称又は呼称であつて，その性質又はそれを利用することができる使用により公共の秩序及び善良の風俗に反するか又は当該名称に基づいて指定された企業の性質に関して業界又は公衆に誤認を与えかねないものは，商号を構成することができない。

第 179 条

商号は，標章の一部であるか否かに拘らず，それが公衆に誤認を与え易い場合であつても，商号又は商標若しくはサービス・マークの形態であるか否かを問わず，第三者による当該商号のその後の使用に対して，商法典を構成する法律第 15-95 の規定により，保護されるものとする。

第 II 章 原産地の地理的表示及び名称並びに異議申立

第 180 条

地理的表示とは、製品の決定された品質、評判又は他の特徴が基本的に当該原産地に帰することができる場合は、国内、国内の地域又は地方から由来するものとして製品を特定するため使用された何らかの表示を意味する。

地理的表示は、何らかの標識又は言葉など標識の何らか他の結合からなるものであり、それは地理的名称及び人名並びに文字、数、形表的要素及びそれらの形態に拘らず特異な色彩込みの色彩を含むものとする。

第 181 条

原産地の名称は、国家、地域又は地方の地理的名称であり、そこから由来する製品、自然的及び人間的要因の両者を含む地理的環境による品質又は特徴を指定するため役立つものから構成される。

第 182 条

次のものは、違法とする。

(a) 製品又はサービスの原産地及び生産者、製造業者又は取引業者の身元に関する虚偽的若しくは欺瞞的表示の直接的使用又は間接的使用

(b) 原産地の虚偽的又は欺瞞的名称の地理的表示の直接的又は間接的使用又は製品の真実の原産地が示されているにしても又は当該名称が翻訳された形態で使用され若しくは用語、例えば「種類」、「製造」、「模倣」若しくは類似のものが添えられているにしても、当該名称が原産地の地理的表示若しくは名称の模倣

第 182.1 条

原産地の地理的表示及び名称の保護出願は、通例の経路により定められた方式に従い産業商業財産権庁により保管されている国家原産地の地理的表示及び名称登録簿と呼ばれる登録簿に記録されるものとする。

第 182.2 条

第 182.1 条にいう出願は、通例の経路により定められた方式に従い公告の対象となるものとする。この公告日から 2 月の期間中に、第 182.1 条にいう当該出願への異議申立については、保護された標章の所有者又は保護された原産地の地理的表示若しくは名称の所有者により、請求人による適切な手数料の納付を条件として、これを行うことができる。

異議申立は、産業商業財産権庁に提出の陳述書により行われるものとする。

庁は、異議申立を集約し、それらを現行法令に従い審査すべき管轄政府当局に送達するものとし、出願人又はその代理人にも必要な場合は受領確認付き書留郵便により通知し、かつ、前記書状の受領日から 2 月の期間内に答弁書を提出するようにその者に求めるものとする。

産業商業財産権庁は、上記小段落にいう期間内に提出された出願人の答弁書を直ちに管

轄政府当局に転送し、かつ、異議申立人に通知し、同申立人は自己の意見書を提出するため 15 日の猶予期間を享受するものとする。

管轄政府当局は、現行法令に従い、異議申立について理由を付した決定により解決するものとする。この決定は、前記当局により産業商業財産権庁並びに出願人及び異議申立人又はそれらの代理人に受領確認付き書留郵便により通知されるものとする。

ただし、異議申立手続は、次の場合は終了する。

1. 異議申立人が行動する根拠を喪失した場合
2. 異議申立について、保護出願の所有者と真正公認謄本を受領確認付き書留郵便により産業商業財産権庁に送達すべき異議申立人との示談により、妥当でなくなった場合
3. 異議申立を受けていた保護出願が取り下げられた場合。この場合は、管轄政府当局は前記当局に当該出願の取下について絶えず知らせるものとする。

異議申立に関する政府当局の決定の掲載は、国家地理的表示登録簿に記録され、かつ、通例の経路により定められた方式に従い公告されるものとする。

異議陳述書が産業商業財産権庁に上記第 2 小段落にいう期限内に提出されなかった場合又は当該異議申立が拒絶された場合は、前記部局は第 182.1 条にいう国家原産地の地理的表示及び名称登録簿への原産地の地理的表示及び名称の登録を引き受けるものとする。

第 182.3 条

産業商業財産権庁は、すべての原産地の地理的表示及び名称の公式目録を公告する。

第 183 条

第 182 条にいう違法行為を抑圧する公訴は、公訴官により提起することができる。

損害賠償訴訟はまた、被害当事者、自然人又は法人、特に、関係する表示又は名称を有するそれらの商品又はサービスを正確に特定できる生産者、製造者又は取引業者の協会又は連合により、又はそれらを代表する協会により、差止措置に対する民事救済又は請求を害することなく、提起することができる。

第 III 章 不正競争

第 184 条

工業的又は商業的事項における誠実な慣行に反する競争の如何なる行為も、不正競争行為を構成する。

特に、次の事項は禁止されるものとする。

- (1) 競争者の施設、製品又は工業的若しくは商業的活動と如何なる方法によっても混同を生じさせる程の性質のすべての行為
- (2) 競争者の施設、製品又は工業的若しくは商業的活動の信用を失墜させる程の性質の取引過程における虚偽の主張
- (3) 表示又は主張であって、取引過程におけるその使用が公衆を商品の性質、製造方法、特徴、それらの目的への適性又は数量に関して公衆に誤認を与え易いもの

第 185 条

不正競争の行為は、不正競争を構成する行為の停止のため及び損害賠償のための民事訴訟のみに従うものとする。

第 VII 編 博覧会における暫定的保護及び産業的報奨

第 I 章 暫定的保護

第 186 条

暫定的保護は、工業所有権の保護に関する国際同盟諸国の 1 国の領域で開催された公式又は公認の国際博覧会において最初に展示された、特許となり得る発明又は特許発明の改良若しくは追加、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠若しくはひな形及び商品若しくはサービスに関する商標及びサービス・マークに対して付与されるものとする。

第 187 条

保護であつて、その存続期間が当該博覧会の公式開会日から 6 月と定めるものは、展示者又はそれらの権原承継人のため、それらの発明、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠及びひな形又は標章が本法の規定に基づいて法的に享受する筈の保護を当該期間中請求する権利を維持する効力を有する。暫定的保護を享受するため展示者により従われべき手続は、規則により定められるものとする。

第 188 条

暫定的保護の存続期間は、第 7 条にいう優先期間により延長されないものとする。

第 II 章 産業的報奨

第 I 節 保護を受ける権利

第 189 条

次の規定により確立された保護は、第 186 条にいう博覧会において取得した何らかの種類の功績についての賞品、勲章、褒章、称号又は証明を含む産業的報奨によってのみ、享受することができる。

上記に列挙した産業的報奨の工業的又は商業的使用については、第 199 条にいう登録簿に産業商業財産権庁で登録後にのみ、これをそれらの所有者又は権原承継人により行うことができる。

第 190 条

産業的報奨は、個人又団体の何れかに発令される。報奨が個人に発令される場合は、当該報奨の工業的又は商業的使用については、それを取得した者又はその権原承継人によってのみ、これを行うことができる。後者の場合は、当該報奨の所有者の名称は、明瞭顕著な文字により示されるものとする。

報奨が団体に発令された場合は、当該報奨の工業的又は商業的使用については、関係グループ又は当該グループの各構成員の何れかにより、それを取得したグループの名称が当該報奨自体の文字と同様な明瞭な文字により明示的に掲載されることを条件として、これを行うことができる。

工業的又は商業的企業に発令された報奨については、当該企業の所有者又はその権原承継人によってのみ、これを工業的又は商業的に使用することができる。

従業者に発令された報奨の工業的又は商業的使用については、所有者がそれは従業者報奨であることを表示し、かつ、その者がそれを取得した時その者が属した企業の名称を挙げていることを条件としている場合を除いて、これを行うことができない。当該企業の所有者はまた、その者がそれは従業者報奨であることを表示すべきことを条件としている場合を除いて、当該報奨を利用することができない。

産業的報奨が特定製品に関して発令されている場合は、工業的又は商業的使用については、当該製品と共にこれを移転することができる。

第 191 条

それらの使用を管轄する当局の許可なしで第 135 条(a)にいう標識を複製する産業的報奨は、本法により付与された保護を享受しないものとする。

第 II 節 産業的報奨の出願及び登録手続

第 192 条

第 189 条により付与された保護の享受を希望する何人も、産業商業財産権庁に産業的報奨の出願を提出しなければならない。

産業的報奨の出願ファイルは、出願日に次のものを含まなければならない。

(a) 産業的報奨の登録願書であって、当該産業的報奨の主題を記載し、その内容は規則により定められたもの

(b) 産業的報奨権原の証明謄本 2 通

(c) 所定の手数料の納付の証拠

産業的報奨の出願ファイルが上記(a)、(b)及び(c)に規定された要素を含まない場合は、出願時に受理されないものとする。

従うべき手続及び(a)、(b)及び(c)にいう書類に添付すべき要素は、規則により定められるものとする。

産業的報奨の出願ファイルが(a)、(b)及び(c)にいう要素を含む場合は、(a)に規定された産業的報奨の登録願書は、第 199 条第 1 段落にいう国家産業的報奨登録簿に出願の年代日付順に、出願日及び出願番号と共に登録されるものとする。

第 193 条

出願日に、産業的報奨の出願ファイルが上記(a)、(b)及び(c)にいう書類に添付されるべき 1 又は複数の要素を含まない場合であって、その一覧が第 192 条第 4 段落に従い規則により定められているものは、出願人又はその代理人は当該ファイルを正規化するため出願日から 3 月の猶予期間を有するものとする。

所定の期限内に正規化されたファイルは、当初の出願日を維持するものとする。

当該 3 月の期間は、正味期限である。最終日が公休日又は非就業日である場合は、期限は次の就業日まで延長されるものとする。

第 194 条

第 192 条第 2 段落及び第 4 段落にいう要素の提出日を確認する受領書は、出願後直ちに発行されるか又は当該産業的報奨を付与された者若しくはその代理人に通知されるものとする。

第 195 条

産業的報奨ファイルの出願日から 2 月以内に、当該報奨を発令した者又はその代理人は、理由を付した請求により、第 192 条第 2 段落(a)に言う登録請求のみに認められた語学上の誤記又は謄写上の誤記の訂正及び実質的な誤記の訂正を求めることができる。如何なる訂正も上記期限を超えて行うことは一切できない。

前段落に言う訂正請求は、書面で提出し、申し出る訂正の主題を含むものとする。

第 196 条

産業的報奨の登録請求は、次の場合は、拒絶されるものとする。

(1) それらが第 193 条にいう 3 月の期間内に訂正されなかった場合

(2) それらが第 135 条にいう標識を複製した場合

ただし、上記(2)にいう標識は、管轄当局の許可書を提出することを条件として、産業商業財産権庁により登録することができる。

産業的報奨の登録請求の如何なる拒絶も、理由を付さなければならず、出願人又はその代理人に配達通知付き書留郵便により、通知されるものとする。拒絶通知は、第 199 条

第 1 段落にいう国家産業的報奨登録簿に登録されるものとする。

第 197 条

産業的報奨の登録請求が第 196 条に従い拒絶を受けない場合は、第 192 条第 2 段落(b)にいう産業的報奨権原の謄本であって、出願日及びその年代日付順の登録番号を記載したものの 1 通は、当該報奨の所有者又はその代理人に返却されるものとする。

同一参照事項が謄写されるべき他の 1 通は、産業商業財産権庁により保管されるものとする。

第 III 節 雑則

第 198 条

産業的報奨に関する如何なる広告も、当該報奨の正確な性質、それを発令した団体及びそれを取得した日付を記載しなければならない。

第 199 条

産業商業財産権庁は、産業的報奨に関するすべての登録及びそれに関するすべての運用を登録する「国家産業的報奨登録簿」として知られる特別の登録簿を保管する。

如何なる関係人も、請求書により、国家産業的報奨登録簿に含まれた登録及び登録事項の謄本又は抄本を入手することができる。

ただし、同登録簿における登録事項の当該謄本又は抄本は、無償にて政府部局に発行することができる。

第 IV 節 産業的報奨の公告

第 200 条

産業商業財産権庁は、すべての登録済み産業的報奨の公式目録を公告する。

第 VIII 編 訴訟

第 I 章 総則

第 201 条

第 53 条，第 54 条，第 99 条，第 123 条，第 124 条，第 154 条及び第 155 条に夫々定義した特許，追加の証明書，集積回路の回路配置(トポグラフ)の証明書，意匠若しくはひな形の登録証明書又は商標若しくはサービス・マークの登録証明書の所有者の権利の侵害は，侵害を構成する。

侵害製品の販売の申出，市販，複製，使用，販売又は使用を意図する貯蔵は，当該行為が侵害製品の製造業者以外の者により行われた場合は，当該行為がその事実を十分知りながら行ったときにのみ，それらを行った者の責任とする。

第 202 条

侵害訴訟は，特許，追加の証明書，集積回路の回路配置(トポグラフ)の証明書，意匠若しくはひな形の登録証明書又は商標若しくはサービス・マークの登録証明書の所有者により提起されるものとする。

ただし，実施の排他権の受益者は，ライセンス許諾契約に別段の規定がある場合を除いて，執行官又は裁判所登録官により伝達された通知後に当該所有者が当該訴訟を提起しない場合には，侵害訴訟を提起することができる。

当該所有者は，前段落に従い，実施権者により提起された侵害訴訟に参加する権原を有する。

如何なる実施権者もその者が自身で被った侵害に対する補償を得るため当該所有者により提起された侵害訴訟に参加する権原を有する。

第 203 条

侵害訴訟が裁判所に提起された場合は，法廷内裁判所長は，日当の罰金に基づいて侵害と称された行為の継続を暫定的に禁止するか，又は継続について工業所有権の所有者又は実施権者の補償をカバーする保証金の提供を条件とすることができる。

差止又は保証金提供の請求は，実質的訴訟が十分基礎があると認められ，かつ，当該所有者が当該訴訟の基礎とする事実を知った日から最大 30 日以内に提起された場合にのみ，許諾されるものとする。

裁判官は，侵害訴訟についてその後基礎がないと判定された場合に被告が被る可能性のある損害賠償金をカバーする保証金の原告による提供を差止の条件とすることができる。

第 204 条

被告の真正の若しくは選択済み住居の場所の裁判所又はその代理人が定住している場所の裁判所又は産業商業財産権庁が所在する場所の裁判所は，被告が海外に居住している場合には，裁判管轄権を有するものとする。

商標の事項及び意匠若しくはひな形の事項又は不正競争の事項の双方を含む訴訟は，裁判所により審理されるものとする。

上記小段落の規定に拘らず、第 176.2 条にいう保存措置の命令を管轄する裁判所は、第 176.1 条にいう停止請求に従うことを条件として、当該商品の輸入地に裁判管轄権を有する裁判所とする。

第 205 条

公訴は、公訴官が管轄する第 24 条(a)、第 113 条及び第 135 条(a)及び(b)に定められた規定の違反を除いて、被害当事者の告訴によってのみ、提起することができる。

刑事裁判所は、現実の損害賠償を確証するための訴訟を審理する裁判所が確定判決を下すまで行動することができない。工業所有権の無効又は当該権原の所有権に関する論点に関し被告により提示された異議申立は、刑事裁判所に対しては提起することができない。

本編に基づく民事及び刑事訴訟は、それらが基礎とする行為の 3 年後に時効とする。

民事訴訟の提起は、刑事訴訟の時効期間を停止する。

第 206 条

商標、サービス・マーク又は商号を違法に付した如何なる製品も、法廷内裁判所長の発した命令を履行して、公訴官又は他の関係人の請求により輸入時に差し押さえられるものとする。同一のことは、商品原産地又は生産者、製造業者若しくは取引業者の身元の虚偽表示を付した製品に関しても適用する。

第 207 条

特許、追加の証明書、集積回路の回路配置(トポグラフ)、意匠若しくはひな形の登録証明書又は商標若しくはサービス・マークの登録証明書の付与について産業商業財産権庁により保管された登録簿への登録に先立つ行為は、本法に基づく訴訟提起を正当化しないものとする。

当該行為が当該記載又は登録の後である場合において、それらの創作者はそれらの善意についてその証拠を提出できるときは、抗弁することができる。

第 208 条

本編の規定に基づいて判決を受けた者は、更に、専門機関の構成員である権利を最大 5 年間剥奪されることがある。

第 209 条

裁判所は、本法の規定に従い下された確定判決の公告を命じるものとする。

第 II 章 特許

第 I 節 民事訴訟

第 210 条

第 60 条及び第 66 条にいう職権ライセンスの所有者は、正式通知後に特許所有者が当該訴訟を提起しない場合は、侵害訴訟を提起することができる。

第 69 条、第 74 条及び第 75 条にいう職権ライセンスの所有者は、正式通知後に当該特許所有者が当該訴訟を提起しない場合は、侵害訴訟を提起することができる。

第 211 条

特許出願の所有者若しくは主特許に関する追加の証明書出願の所有者又は特許若しくは主特許に関する追加の証明書の所有者は、その者が被害者であると主張する侵害について如何なる手段でも証拠を提出することができる。

その者は更に、侵害地の裁判所の裁判所長により発せられた命令により、執行官又は登録官に対して、侵害と称される製品又は方法について、有効な差押の有無に拘らず、詳細な説明書の手続を推進するよう指示する権原を有する。当該説明書は、有資格鑑定人の助力を得て実行することができる。

当該命令の執行は、原告による保証金の差入を条件とすることができる。

それと同一命令において、裁判所長は当該侵害の発生源、性質及び範囲を確認するため有資格鑑定人の助力を得てすべての記録作成を実行することを登録官に委任することができる。

同じ権利は、第 202 条第 2 段落に定められた条件に基づいて実施の排他権の所有者により、また第 210 条に定められた条件に基づいて強制ライセンス又は職権ライセンスの所有者により、享受されるものとする。

原告が当該命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しなかった場合は、当該差押説明書は、差押の有無に拘らず、如何なる損害賠償も害することなく、自動的に無効となるものとする。

第 212 条

被害当事者の請求により、かつ、当該措置が侵害継続を防止するため必要な場合は、裁判所は侵害者の財産である、侵害を構成すると認められる物品について、当該禁止の執行日又は適切な場合は当該侵害を行うことを明確に意図した装置若しくは手段の禁止の執行日に、原告のため没収を命令することができる。

没収された物品の価値は、判決の受益者に付与されるべき補償の算定時に勘案されるものとする。

第 II 節 刑事訴訟

第 213 条

第 53 条及び第 54 条に定義された特許所有者の権利について故意になされた侵害は、侵

害を構成するものとし、2月から6月までの懲役刑及び50,000ディルハムから500,000ディルハムまでの罰金又はこれら2処罰の1のみに処せられる。

累犯の場合は、罰則は倍加することができる。

同一行為に対する確定判決が過去5年以内に被告に対して下されている場合は、本条の意味において累犯とみなすものとする。

裁判所はまた、侵害者の財産である、侵害と認められた物品の毀棄及び当該侵害の実行を明確に意図したそれらの装置又は手段の毀棄を命令することができる。

第214条

同一の罰則は故意に侵害と称された製品を受領し、展示し、市販若しくは販売し、又は輸出した侵害者に適用する。同様なことは上記にいう侵害を行った者に故意に提供した如何なる助力にも適用する。

第215条

第213条及び第214条に規定された罰則は、侵害者が特許権者の仕事場又は施設において働いていた従業者である場合は、6月から2年までの懲役刑及び100,000ディルハムから500,000ディルハムまでの罰金又はこれら2処罰の1のみに処せられる。

同一の罰則は、特許において説明された方法についての知識を侵害者に与えた後に当該侵害者と協力した従業者にも科されるものとする。

従業者に対する訴訟は、刑法典第447条の規定に従い提起することができる。

第216条

特別法に規定された罰則に拘らず、特許又は主特許に関する追加の証明書又は集積回路の回路配置(トポグラフ)であって、それについてそれらの者又は他人により出願されたが未だ付与されていないものに関して、公共の場所若しくは集会における演説又は講演により、又は公共の場所若しくは集会において販売、流通、市販若しくは展示した書き物、印刷物により、又は公共の眺望場所において展示のパネル若しくはポスターにより、何らかの情報、表示又は説明を与えた何人も、50,000ディルハムから500,000ディルハムまでの罰金に処せられるものとする。

累犯の場合は、3月から2年までの懲役刑が、当該罰金に加重して、命じられるものとする。

第217条

適切な場合は、国家安全保障に関して規定された一層重い罰則に拘らず、第42条に定められた禁止の1に故意に違反した何人も、100,000ディルハムから500,000ディルハムまでの罰金に処せられるものとする。当該違反が国防を害した場合は、1年から5年までの懲役刑もまた命じられるものとする。

第 III 章 集積回路の回路配置(トポグラフ)

第 218 条

本編第 II 章の規定は、集積回路の回路配置(トポグラフ)の侵害についての民事訴訟及び刑事訴訟に適用する。

第 IV 章 意匠及びひな形

第 I 節 民事訴訟

第 219 条

意匠又はひな形の所有者は、その者が被害者であると主張する侵害について如何なる手段によるも証拠を提出することができる。

その者は更に、当該侵害地の裁判所長により発せられた命令により、執行官又は登録官に有効な差押の有無に拘らず、侵害と称される製品の詳細説明書の手続を推進するよう指示する権原を有する。

当該説明書は、専門鑑定人の助力を得て実行することができる。

当該命令の執行は、原告側の保証金差入を条件とすることができる。

同一命令において、裁判所長は専門鑑定人の助力を得た登録官に当該侵害の起源、性質及び範囲を確認する照会を実行するよう委任することができる。

同一の権利は、第 202 条第 2 段落に定められた条件に基づく実施の排他権の実施権者により享受されるものとする。

原告が上記命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しない場合は、詳細説明書は、差押の有無に拘らず、損害賠償を害することなく、自動的に無効となるものとする。

第 220 条

被害当事者の請求により、かつ、当該措置が侵害継続を防止するため必要な場合は、裁判所は、侵害者の財産である、侵害を構成すると認められる物品について、当該禁止の執行日又は適切な場合は当該侵害を行うことを明確に意図した装置若しくは手段の禁止の執行日に、原告のため没収を命令することができる。

没収された物品の価値は、当該判決の受益者に付与されるべき補償の算定時に勘案されるものとする。

第 II 節 刑事訴訟

第 221 条

意匠の所有者の権利を故意に侵害した何人も 25,000 ディルハムから 250,000 ディルハムまでの罰金に処せられる。

上記第 1 段落に定められた罰則は、侵害者が被害当事者の代理として実施したものである場合は、50,000 ディルハムから 250,000 ディルハムまでの罰金及び 1 月から 6 月までの懲役刑に加重される。

前段落に規定された罰則についてはまた、被告が過去 5 年以内に同行為について下された確定判決により有罪となった事実を考慮して、累犯をなした場合は、これを科すものとする。

裁判所はまた、侵害者の財産である、侵害と認められた物品の毀棄及び当該侵害の実行を明確に意図したそれらの装置又は手段の毀棄を命令することができる。

第 V 章 商標及びサービス・マーク

第 I 節 民事訴訟

第 222 条

登録出願人，登録標章の所有者又は実施の排他権の所有者は，裁判所長の下した命令により，見本採取の有無を問わず，差押説明書を推進するよう，又は自己が主張する商品又はサービスについて自己の権利を侵害されて不利に，標章を付され，販売申出され，引渡され，又は供給されたものの差押を推進するよう執行官又は登録官に指示する権原を有する。

当該明細書は，専門鑑定人の助力を得て実行することができる。

同一命令において，裁判所長は専門鑑定人の助力を得た登録官に当該侵害の起源，性質及び範囲を確認する照会を実行するよう委任することができる。

当該命令の執行は，侵害訴訟がその後理由なしと立証された場合の被告が被る損害の如何なる可能な補償もカバーする原告による保証金差入を条件とすることができる。

原告が上記命令の執行日から最大 30 日以内に裁判所に訴訟を提起しない場合は，当該差押説明書又は当該差押は，損害賠償を害することなく，自動的に無効となるものとする。

第 223 条

製品又はサービスによる登録標章に基づいて請求されたものに対する置換を確認すべき場合は，登録所担当官は，請求していたと主張されたもの以外の製品引渡又はサービス提供の後にのみ，また当該命令書が置換の複数の確認を委任している場合は最終引渡又は最終提供の後にのみ，第 222 条にいう命令書を提示しなければならない。

第 224 条

被害当事者の請求により，かつ，当該措置が侵害継続の禁止を確実にするため必要とみなされる限り，裁判所は，特別の事情のある場合を除いて，侵害とみなされて当該禁止の発効日に侵害者により所有されていた物件の毀棄及び適切な場合は当該侵害のため特別に考案された装置又は手段の毀棄を命令することができる。

権利の所有者は，実際に被った損害—これら損害の算定で勘案していなかった禁止された活動に起因する何らかの利得を加算—又は 5,000 デイルハム未満で 25,000 デイルハム以下の額の損害について，裁判所が被侵害を補償するため公正とみなすところに従い，選択することができるものとする。

第 II 節 刑事訴訟

第 225 条

次の何人も侵害者とみなされ，2 月から 6 月の懲役刑，50,000 デイルハムから 500,000 デイルハムまでの罰金又はそれらの罰則の 1 のみに処せられる。

- (1) 登録標章を偽造したか又は他人に帰属する標章を詐欺的に貼付した者
- (2) 関係人の許可なく，「公式」，「方式」，「調理法」，「模倣」，「種類」又は購入者に誤認

を与え易い他の如何なる類似の用語などの言葉を付記して標章を使用していた者

(3) 正当な理由なしに、侵害標章又は詐欺的に貼付した標章を提示することをそれら者が知っていた商品を所有していた者又は当該標章に基づく商品若しくはサービスを故意に販売し、市販し、供給し、又は供給のため申出をしていた者

(4) 登録標章に基づいて請求されたもの以外の製品を引き渡し又はサービスを提供していた者

(5) 侵害標章又は詐欺的に貼付した標章を付した製品を輸入し又は輸出していた者

第 226 条

次の者は、1月から6月までの懲役刑及び25,000ディルハムから250,000ディルハムまでの罰金又はこれら2罰則の1に処せられるものとする

(1) 登録標章を偽造せず、購入者を誤認させるなどその詐欺的模倣をなした者又は詐欺的に模倣した標章を使用していた者

(2) 指定物品又は製品の活性成分の性質、実質的品質、組成若しくは内容、種類又は原産地に関して購入者に誤認を与え易い言葉を付した登録標章を使用していた者

(3) 正当な理由なしで、それらの者が詐欺的に模倣した標章を付したことを知っていた商品を所有していた者又は当該標章に基づく商品若しくはサービスを故意に、販売し、市販し、又は供給のため申出をした者

第 227 条

商標又はサービス・マークに第135条(a)に基づいて禁止された標章を所轄当局の許可なしに含ませた者及び標章として当該標識を付した天産品又は製造製品をモロッコに導入し、所有し、市販し、又は販売していた者は、1月から3月までの懲役刑及び50,000ディルハムから500,000ディルハムまでの罰金又はそれら2罰則の1のみに処せられるとする。

第 227.1 条

第154条及び第155条に夫々定義された商標又はサービス・マークの登録証明書の所有者の権利の侵害は、私的当事者又は権利所有者からの告訴なしに、公訴官により自動的に命令される訴訟の対象となることができる。

第205条第2小段落の規定に拘らず、刑事裁判所は、本件ではそこに付託される公訴により判決を下すものとする。

第 228 条

裁判所はまた、侵害者の財産であって侵害すると認められた物品の毀棄及び当該侵害を明確に意図した装置又は手段の毀棄も命令することができる。

第 229 条

第225条から第228条までに基づいて規定された罰則は、団体標章及び団体証明標章に関して適用する。

第 VI 章 商号

第 230 条

商号の不正使用又は詐欺的使用は、商標又はサービス・マークに含まれているか否かに拘らず、第 225 条に規定された罰則により処罰され得るものとする。

第 VII 章 出所の表示及び原産地の名称

第 231 条

第 182 条にいう違法行為は，特別法により規定された如何なる罰則にも拘らず，第 226 条に規定された制裁により処罰され得るものとする。

第 VIII 章 産業的報奨

第 232 条

次の者は、2月から6月の懲役刑及び50,000ディルハムから500,000ディルハムの罰金又はそれら2罰則の1のみに処せられるものとする。

- (1) 第189条にいう産業的報奨を受領していたと違法かつ詐欺的に主張する者又はそれらの者の製品、掲示板、広告、小冊子、書状、商用紙、包装に産業的報奨を貼付し又はその他の如何な方法によるも架空の報奨を受領していたと主張する者
- (2) 同一の方法でそれらが取得されていたもの以外の物件にそれらを貼付していた者
- (3) 第189条に規定された報奨以外の報奨の工業的又は商業的使用を行っていた者

第 233 条

第189条、第190条及び第198条の規定に従わずに、産業的報奨を取得し、当該報奨の工業的又は商業的使用をした者は、25,000ディルハムから250,000ディルハムまでの罰金に処せられるものとする。

第 IX 編 経過規定

第 234 条

本法律は、その施行のため発行された原文の公告の 6 月後に施行され、それにより同一主題に関するすべての旧規定、特に、改正及び補足を含み、工業所有権の保護に関する 21 Sha'ban(イスラム暦の 8 月) 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令(Dahir)、タンジール地帯における工業所有権の保護に関する 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律及び国防に関する発明特許の付与に関する 10 Rajab(イスラム暦の 7 月) 1359(1940 年 8 月 14 日)の勅令は、廃止する。

第 235 条

本法律の施行日前に取得した権利は、次の規定に従うことを条件として、保護の残存期間中維持されるものとする。

第 236 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令及び 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う特許出願及び本法の施行日前に行われた当該特許に関する追加の証明書の出願は、審査され、かつ、対応する権原は同勅令及び同法律に定められた規定及び手続に従い発給されるものとする。

上記にいう 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う本法施行日前に行われた実用新案の登録出願は、審査され、かつ、対応する権原は本法により定められた規定及び手続に従い発給されるものとする。

当該出願は、それらの出願日から発効する。

第 237 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令 及び 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従い付与された当該特許に関する発明特許及び追加の証明書並びに同勅令 及び同法に規定に従い出願され登録された実用新案、意匠及びひな形及び商標は、モロッコ王国全領域において本法律の施行日から発効する。

第 238 条

上記にいう 21 Sha'ban 1334(1916 年 6 月 23 日)の勅令の規定及び上記にいう 9 Sha'ban 1357(1938 年 10 月 4 日)の法律の規定に従う使用の優先権により保護された標章は、同勅令 及び同法律の規定に基づいて出願され、登録されていなくとも、本法律の施行日から 6 月以内にそれら標章に関する登録出願を本法律の規定に従い行うべき旨のただし書を付して、有効に維持されるものとする。

第 239 条

工業所有権から発生した権利のモロッコ王国全領域への拡張は、別段の契約規定に従うことを条件として、実施権者により享受されるものとする。

当該権原の所有者とそれらの実施権者との間に合意を欠く場合は、紛争は裁判所により

審理されるものとする。